

受給権者・被保険者の年金受給資格に関する調査の実施要領

(諸規程によらない定め)

宛先	本部		ブロック本部			事務センター			年金事務所					
	各部 (全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年 G	国年 G	年給 G	記録 G	適用課	徴収課	國年課	記録課	相談室
	◎		◎					◎		○		○		◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保

本部関係部

品質管理部、リスク・コンプライアンス部、国民年金部、厚生年金保険部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務涉外部、年金相談部

目的・趣旨

日本年金機構の発足後において受給権者及び被保険者に関する調査については、厚生労働大臣の権限の委任を受け日本年金機構が行う事務とされております。また、国民年金法第 107 条第 1 項等の規定に基づく調査については調査権限の行使に該当するため、あらかじめ地方厚生（支）局からの認可が必要となります。今般、受給権者・被保険者に関する調査の実施要領を策定したのでお知らせいたします。

ポイント（内容）

- 1 年金受給資格に関する調査のおおまかな事務の流れ ⇒ 別紙フローチャート
- 2 具体的な調査の実施方法
 - 受給権者・被保険者の年金受給資格に関する調査の実施要領 ⇒ 実施方法を記述した本文
 - 様式 ⇒ 実施にあたって使用する調査書・復命書等の様式類
 - 別添 ⇒ 地方厚生（支）局への認可申請や事務の進捗管理に使用する様式類
- 3 ① 国民年金法第 107 条第 1 項等の規定に基づく調査を拒否された場合
⇒ 同法第 77 条 1 項等の規定に基づく支給停止処分
② 不正の事実や不正の認識について受給者本人から確認が得られた場合
⇒ 国民年金法第 23 条等の規定に基づく徴収金又は不当利得として納入の告知
※ 上記①②の事務の取扱いについては、詳細が固まり次第追って連絡いたします。
- 4 業務処理要領【マニュアル】の該当箇所の追加・訂正是詳細が固まり次第追って連絡いたします。

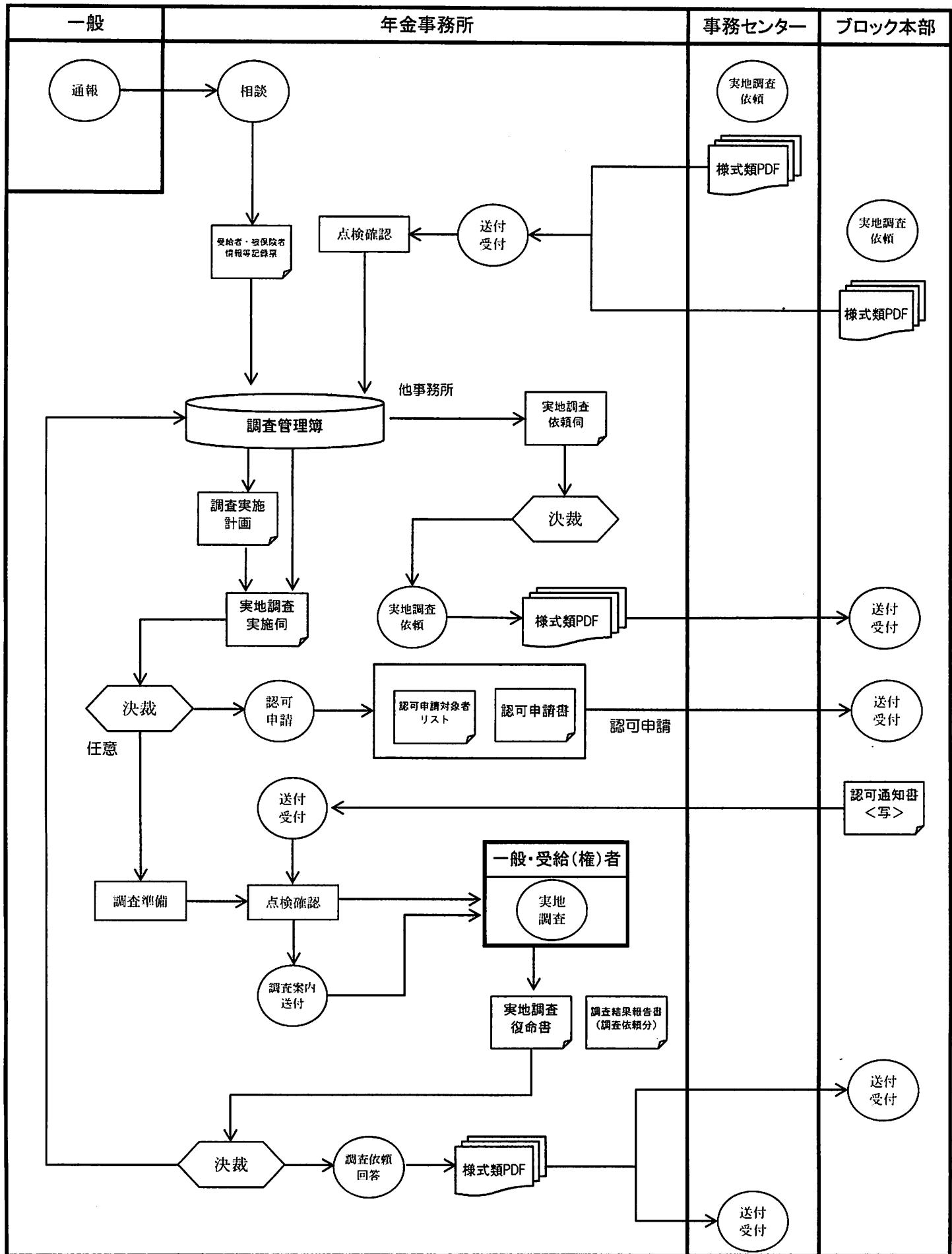
照会先

本部 年金給付部 紹介指導 G
担当：小野寺
連絡先：（直通）

審査担当チェック欄 ■

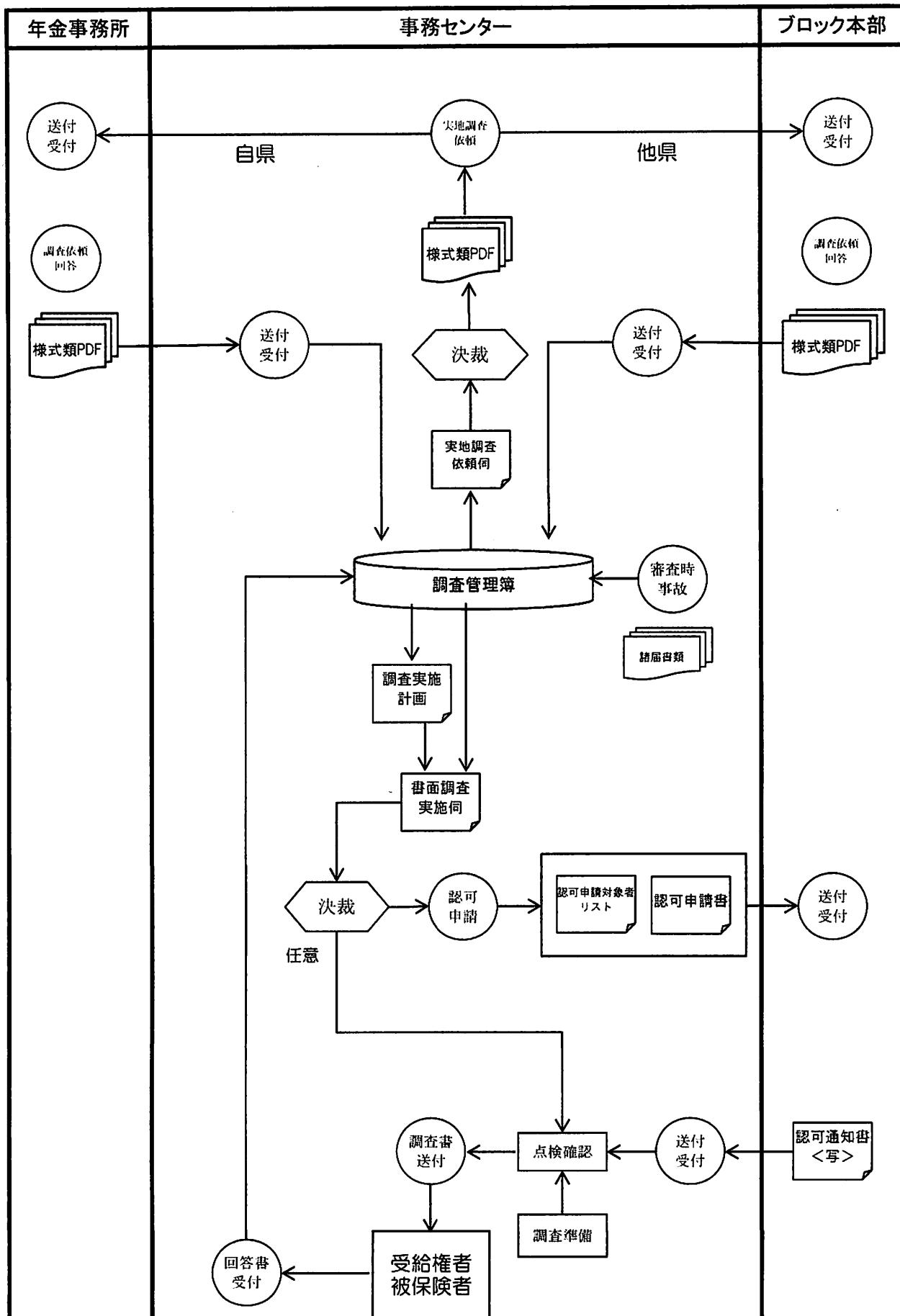
実地調査・調査依頼フローチャート（年金事務所）

別紙



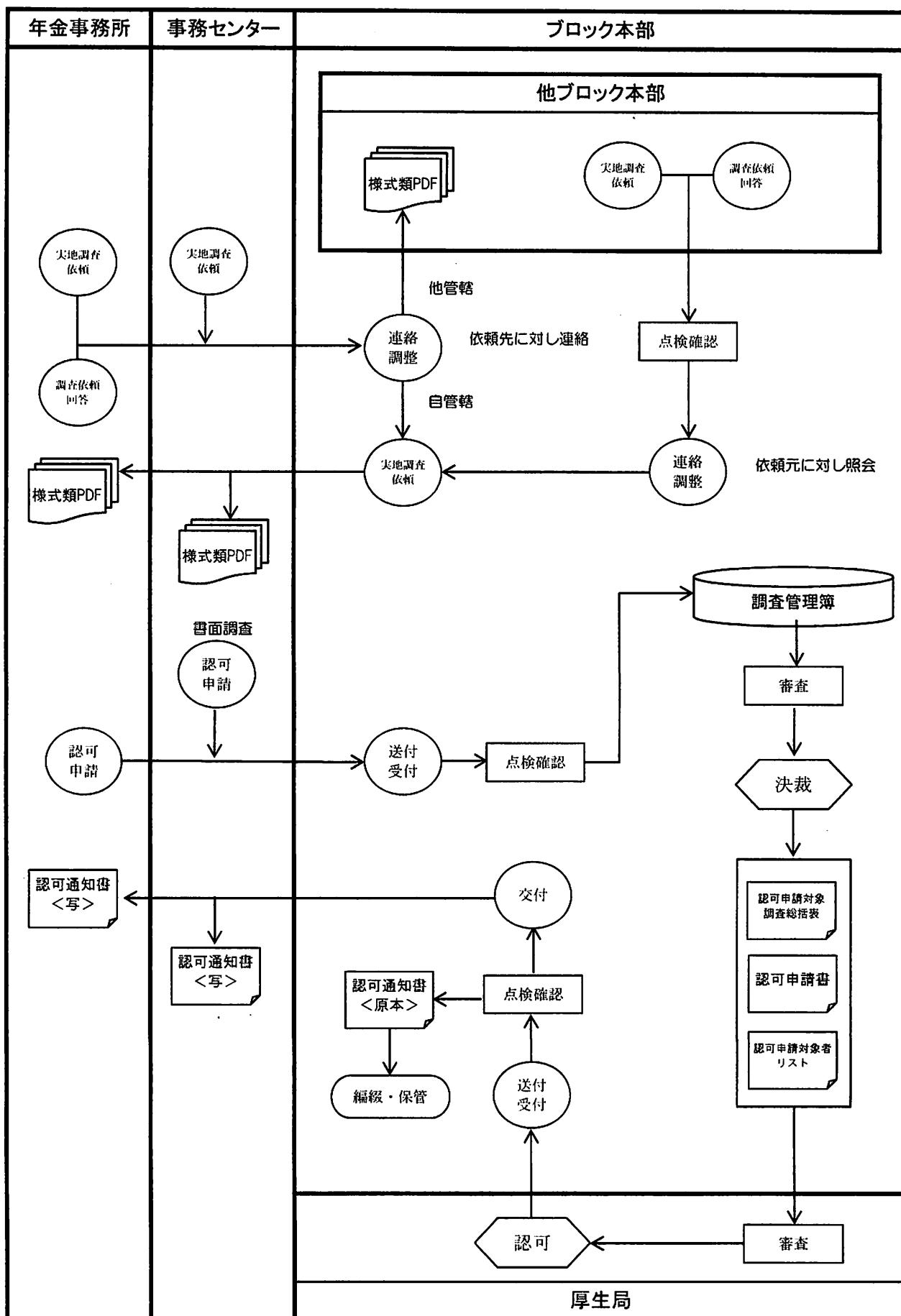
書面調査・調査依頼フローチャート（事務センター）

別紙



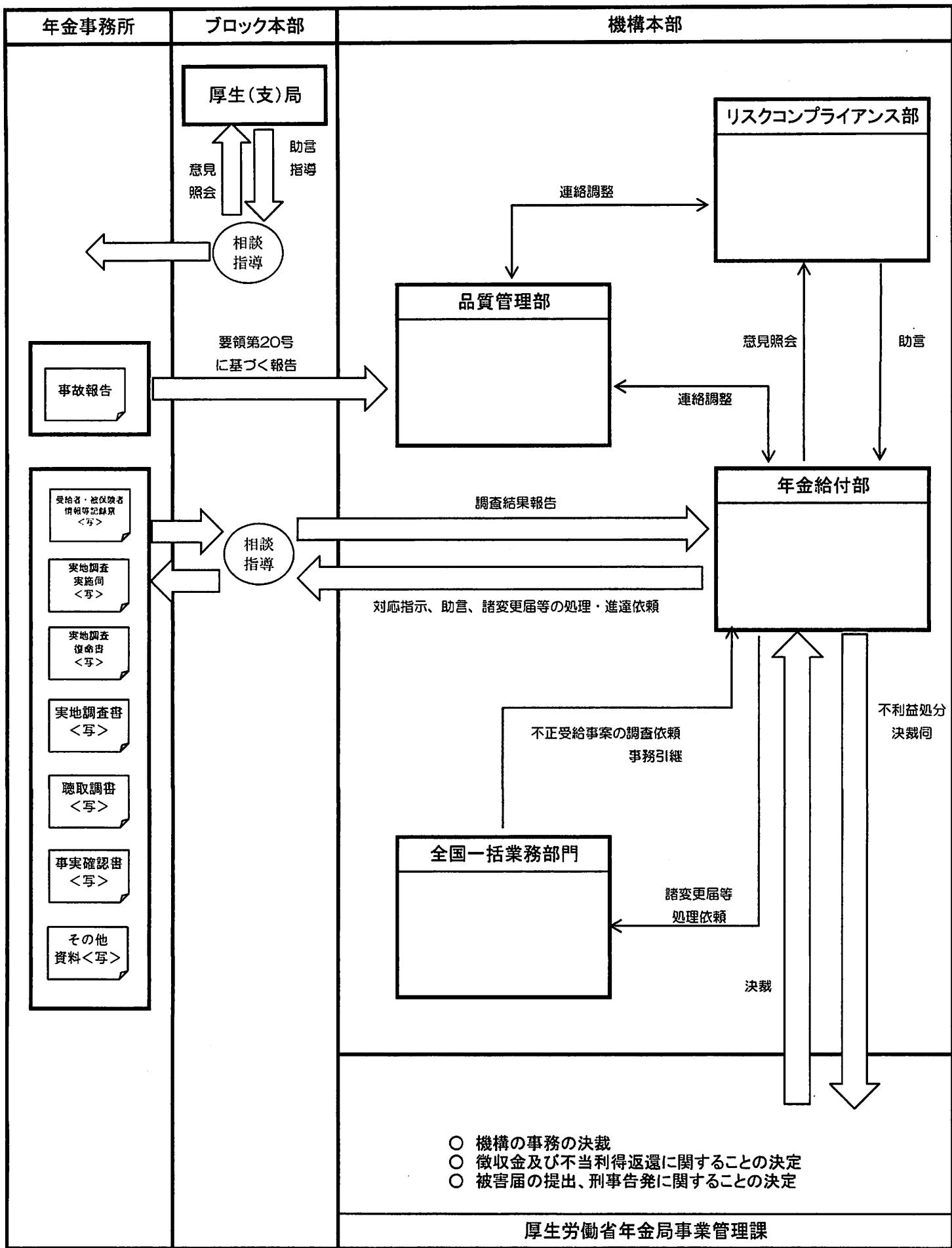
認可申請・調査依頼フローチャート（ブロック本部）

別紙



不正受給調査フローチャート

別紙



受給権者・被保険者の年金受給資格に関する調査の実施要領

『 目 次 』

1 調査の趣旨・目的	… 7
2 総論	
1. 調査の定義	… 8
2. 端緒	… 9
3. 実地調査の依頼	… 10
4. 実地調査の依頼を受けた年金事務所における対応	… 12
5. 調査対象者の選定及び実施計画の策定	… 12
6. 事前の手続	… 13
7. 実地調査	… 17
8. 書面調査	… 17
9. 実地調査の復命等	… 17
10. 報告	… 18
3 各論	
1. 重婚的内縁関係に関する調査	… 20
2. 生存の事実確認に関する調査	… 22
3. 不正受給に関する調査	… 23
○ 様式	… 30
○ 別添	… 75
○ 参考	… 98

1 調査（※1）の趣旨・目的

年金請求書の受理、第3号被保険者や遺族年金等の生計維持関係の認定、国民年金保険料の免除の処分等は、厚生労働大臣の権限の委任を受け日本年金機構が行う事務とされている。また、年金の給付に係る裁定、失権、支給停止、年金額の改定等は厚生労働大臣が決定するが、決定に係る事務は、厚生労働大臣からの委託により日本年金機構が行う事務とされている。日本年金機構が、委任及び委託を受けた事務を適正に実施するためには、厚生労働省令等で定める受給権者及び被保険者に関する情報を、日常業務を遂行する過程で的確に収集する必要がある。

しかしながら、情報収集の手段を相談・申請・届出・請求等に限定すると、適正な事務の実施に支障を来す場合がある。例えば、年金受給権者が死亡した後に、その者の法律上の妻と内縁の妻の双方から遺族年金の請求書を受理した場合には、受給権の存否がいずれにあるのかを的確に判断する必要があることから、調査が必要となる。（※2）

また、第三者からの情報提供をきっかけとして、既に決定されている受給権の存否等について疑義が生ずる場合がある。このような場合には、端緒情報が正確であると仮定したならば、裁定取消、失権、支給停止、年金額改定等の行政決定、及び返還金の納入の告知を行う必要があることから、その事実を確認するための調査が必要となる。（※3）

日本年金機構の発足後において、厚生年金保険法、国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に規定されている受給権者及び被保険者に関する調査については、厚生労働大臣の権限の委任を受け日本年金機構が行う事務とされている。

また、調査等については、あらかじめ厚生労働大臣の認可（※4）を受けなければならないとされており、その認可の権限は、地方厚生局長等に委任されている。

受給権者及び被保険者に関する調査、厚生局への認可申請については、本要領に従い適切な事務処理を行うものとする。

（※1）本要領の策定の全般にわたり下記の文献を参考にした。

《参考文献》 塩野宏著『行政法I〔第五版〕』（有斐閣）P258～266（行政調査）

宇賀克也著『行政法概説I〔第3版〕』（有斐閣）P144～159（行政調査）

（※2）要件確認のために必要な情報を収集しないで行った決定については、要件となる事実が欠けているとして、決定の取消ないしは無効の事由となる場合もある。

（※3）決定の変更等が想定される場合に、具体的の決定の基礎となる情報を収集するための調査である。
犯罪捜査に用いることを目的とした調査ではない。

（※4）国民年金法第108条等に基づく資料の提供等の依頼は、相手方の任意の協力を待って実施されるため、厚生局への認可申請は不要である。調査の他には、国民年金法第107条第2項等に基づき「指定する医師の診断を受けることを命じ、又は、障害の状態を診断させる」場合には認可申請が必要である。

2 総論

1. 調査の定義

本要領で定める調査とは、「受給権者及び被保険者に対する具体的な行政決定が想定される場合に、法令で定める書類等の情報は取得しているが、決定のための情報が不足しているため、追加で情報収集を行う活動」をいう。

調査の態様は、受給権者本人に対して間接的に強制力を及ぼして実施される間接強制調査（※1）と、相手方の任意の協力を待って実施される任意調査（※2）とに分類される。受給権者本人に対する間接強制調査については、調査権限の行使に該当するため、あらかじめ厚生局（厚生労働省）からの認可を受けなければならない。

申請書・届出書・請求書・添付書類等の不備等の確認は、サービスの観点から不備等を補うことが目的であることから、本要領で定める調査の対象とはしない。

また、相手方の任意の協力の下に行われるサンプル調査やアンケート調査についても、厚生労働省の政策立案の過程で実施されるものであって、個別に対する行政決定が目的では無いため、本要領で定める調査の対象とはしない。

【表2-1】調査の分類

態様	相手方	目的	認可申請の要否	根拠規定
不備 確認	受給権者 被保険者 (※3)	受給権者・被保険者に対して、何らかの行政決定を行う（ことが想定される）場合における情報収集のための調査	不 要	厚年則第30条 国年則第31条 特障則第1条等 (※4)
			必 要	厚年法第96条第1項 国年法第106条第1項 国年法第107条第1項 特障法第28条第1項 (※5)
任意	第三者 関係機関	・サンプル調査 ・アンケート調査	不 要	厚年法第100条の2 国年法第108条 特障法第29条 (※6)
	一般			国年法第108条の3

(※1) 例えば、国年法第107条第1項等に基づく調査を拒否された場合には、国年法第72条第1項等に基づいて年金の支給を停止する規定が定められているため、間接的に受給権者本人に対して調査に応じるべく強制力が働く。

(※2) 任意調査については、必ずしも法律の根拠は必要ではないとされている。

『参考文献』『行政判例百選Ⅰ[第5版]』(有斐閣) P214~215 (税務調査と憲法)

(※3) 法定代理人、成年後見人、同居の親族、不正受給（利得）者本人及び関係人に対して調査を実施する場合には、受給権者・被保険者本人と同一人とみなす。

- (※4) 請求書・届出書・申出書等の記載内容の不備に関する照会、または、戸籍・住民票・課税証明書等の添付書類の記載内容に関する照会等、届出事項に関する確認行為は不備確認に該当する。
- (※5) 『国年法第107条第1項の規定に基づき』等の書面により、提出期限を定めて書類その他物件の提出を命じ、または質問を行う場合にも厚生局から事前認可が必要である。
- (※6) 市区町村役場等の官公署や民生委員・町内会長・診断書作成医師等の第三者に対する質問や書面による照会行為は任意調査に該当する。

2. 端緒

【表2-2】の事案が発生した場合には、調査を実施するための資料となるため、端緒情報を取得した部署において『受給者・被保険者情報等記録票〔様式第1号〕』に事案を記録すること。合わせて『調査管理簿〔別添①〕』に情報を登録したうえで、以後、調査実施に係る進捗管理を行うこと。

なお、第三者や市区町村役場等の官公署及び捜査機関等から提供された情報については、個人情報保護及び秘密の保持に配慮すること。

【表2-2】端緒情報

事 案	主な発生部署	発生部署における 主な対処方法
日常業務を処理・審査する過程で発生した事故(※7)	事務センター 機構本部各部	実地調査の依頼 書面調査(※9)の実施
一般・市区町村・官公署等からの情報提供(※8)	全ての部署	実地調査の依頼 実地調査の実施 書面調査(※9)の実施
マスコミの報道		
捜査機関からの捜査協力依頼	年金事務所 機構本部各部	実地調査の依頼 実地調査の実施

(※7) 請求書、添付書類等は整っているが、事務処理・審査の過程で、書類の記載内容や証明内容に疑義が生じた場合等をいう。

(※8) 提供された情報の信ぴょう性が不確実な場合もあるが、情報提供者の身元(氏名・住所など)が明らかで、調査対象者が特定できる場合には、事案を記録のうえ調査の実施を検討すること。

(※9) 厚年法第96条第1項、国年法第106条第1項、国年法第107条第1項、特障法第28条第1項の規定に基いて、受給権者及び被保険者に対して書面により、書類又は物件の提出を命じ、又はこれらの事項に関し書面で質問を行う場合には、調査権限の行使に該当するため、あらかじめ厚生局への認可申請が必要である。

3. 実地調査の依頼

《年金事務所から他の年金事務所への調査依頼》

端緒情報を取得した年金事務所では、調査対象者が在住している市区町村が遠隔地である等の理由により実地調査が困難な場合がある。

このような場合には、管轄のブロック本部を経由して、調査対象者が在住する住所地を管轄する年金事務所に対して実地調査の実施を依頼する。端緒情報を取得した年金事務所において『実地調査依頼伺・依頼書〔様式第2号〕』を起案のうえ『受給者・被保険者情報等記録票』等と合わせて年金事務所長の決裁を受ける。決裁を受けた後『実地調査依頼伺・依頼書』『受給者・被保険者情報等記録票』等をPDFファイル化のうえ、管轄のブロック本部に対して、様式類一式のPDFファイルをメールにて送付する。調査を依頼した経過は『調査管理簿』に登録するとともに、原本様式類一式は依頼元の部署において保管する。

《事務センターから年金事務所への調査依頼》

端緒情報を取得した事務センターが調査を実施する場合は、原則として書面により調査を実施する。

実地調査を実施する場合には、原則として管轄のブロック本部を経由して、調査対象者が在住する住所地を管轄する年金事務所に対して実地調査の実施を依頼する。ただし、県内の年金事務所に対して実地調査の実施を依頼する場合には、ブロック本部を経由しないで直接依頼することができる。

端緒情報を取得した事務センターにおいて『実地調査依頼伺・依頼書〔様式第2号〕』を起案のうえ『受給者・被保険者情報等記録票』等と合わせて事務センター長の決裁を受ける。決裁を受けた後『実地調査依頼伺・依頼書』『受給者・被保険者情報等記録票』等をPDFファイル化のうえ、自県の年金事務所またはブロック本部に対して、様式類一式のPDFファイルをメールにて送付する。調査を依頼した経過は『調査管理簿』に登録するとともに、原本様式類一式は依頼元の部署において保管する。

《ブロック本部から年金事務所への調査依頼》

端緒情報を取得したブロック本部では、管轄内の年金事務所に対して、または、他のブロック本部に対して実地調査の実施を依頼することができる。

端緒情報を取得したブロック本部において『実地調査依頼伺・依頼書〔様式第2号〕』を起案のうえ『受給者・被保険者情報等記録票』等と合わせてブロック本部長の決裁を受ける。決裁を受けた後『実地調査依頼伺・依頼書』『受給者・被保険者情報等記録票』等をPDFファイル化のうえ、自管轄の年金事務所または他のブロック本部に対して、様式類一式のPDFファイルをメールにて送付する。調査を依頼した経過は『調査管理簿』に登録するとともに、原本様式類一式は依頼元の部署において保管する。

《機構本部各部から年金事務所への調査依頼》

端緒情報を取得した機構本部各部においては、年金事務所に対して実地調査の実施を直接依頼することができる。

端緒情報を取得した各部において『実地調査依頼伺・依頼書〔様式第2号〕』を起案のうえ『受給者・被保険者情報等記録票』等と合わせて各部部長の決裁を受ける。

決裁を受けた後『実地調査依頼伺・依頼書』『受給者・被保険者情報等記録票』等をPDFファイル化のうえ、依頼先の年金事務所に対して、様式類一式のPDFファイルをメールにて送付する。調査を依頼した経過は『調査管理簿』に登録するとともに、原本様式類一式は依頼元の部署において保管する。

なお、端緒情報が不正受給（利得）に関する事案である場合には、機構本部年金給付部に対して実地調査の実施を依頼（様式類の起案方法や依頼方法等は上記と同じ）する。

機構本部年金給付部において事案を取りまとめ、不正受給であるとの判断に至った場合には、調査対象者が在住する住所地を管轄するブロック本部に対して、実地調査の実施を依頼する。

なお、機構本部年金給付部から、『実地調査依頼伺・依頼書』または個別の指示依頼文書等に基づき、関係部署へ実地調査の実施を依頼する場合があるので留意すること。

【表2-3】実地調査の依頼元と依頼先

依頼先 依頼元	年金事務所	事務センター	機構本部 年金給付部	ブロック本部 (※6)
年金事務所	×	-	-	○
事務センター	○ 自県(※7)	-	-	○ 他県
機構本部各部	○ (※8)	-	○ (※9)	-
機構本部 年金給付部	-	-	-	○ (※10)
ブロック本部 (※6)	○ 自管轄	-	-	○ 他管轄

(※6) ブロック本部は、管轄内の年金事務所・事務センター相互間の調査依頼の授受を調整する。また、管轄が異なる住所地に在住している調査対象者について、調査対象者が在住している市区町村を管轄するブロック本部に対して調査を依頼する。

(※7) 事務センターは、県内の年金事務所に対して調査を依頼する場合には、ブロック本部を経由しないで直接依頼することができる。

(※8) 機構本部各部については、全国の年金事務所に対して直接依頼することができる。

(※9) 機構本部各部において、不正受給（利得）に関する端緒情報を取得した場合には、各部は年金給付部に対して実地調査の実施を依頼する。

(※10) 機構本部年金給付部は、機構本部各部からの不正受給（利得）に関する実地調査の実施依頼を取りまとめたうえで、ブロック本部に対して実地調査の実施を依頼する。依頼を受けたブロック本部は、調査対象者が在住する住所地を管轄する年金事務所に対して実地調査の実施を依頼する。

4. 実地調査の依頼を受けた年金事務所における対応

関係各部署より、実地調査の実施を依頼された年金事務所は、送付されたPDFファイルの内容を確認のうえ、『調査管理簿』に端緒情報と同様に受付情報として登録する。以後、厚生局への認可申請、実地調査の実施から復命までは、他の事案と同様に実施する。なお、調査内容等に疑義が生じた場合には、依頼元に対して速やかに照会をかけること。

受給権者・被保険者本人から見た第三者や関係機関等の調査対象が、複数の管轄にまたがる住所地に点在している場合には、受給権者・被保険者本人が在住する住所地を管轄する年金事務所において、関係各署へ実地調査の実施を依頼する。

5. 調査対象者の選定及び実施計画の策定

調査実施の部署において、調査実施予定年月の前月5日までに、『調査管理簿』から実施対象者を選定のうえ、『調査実施計画〔様式第3号〕』を作成すること。

その後、調査実施予定年月の前月10日までに『実地調査実施伺〔様式第4号〕』又は『書面調査実施伺〔様式第5号〕』を起案のうえ、『調査実施計画』『受給者・被保険者情報等記録票』等と合わせて年金事務所長（事務センター長、機構本部においては各部部長）の決裁を受ける。

【表2-4】認可申請前の作成様式

様式 実施方法	受給権者・ 被保険者情 報等記録票	調査実施計 画(※10)	実地調査 実施伺	書面調査 実施伺	実地調査 依頼伺 依頼書	認可申請 対象者 リスト
実地調査	○	○ 前月5日	○ 前月10日	—	—	○ 前月10日
実地調査 (緊急)	○	△ 省略可	○ 速やかに	—	—	○ 速やかに
書面調査	△ 必要に応じ	○ 前月5日	—	○ 前月10日	—	○ 前月10日
書面調査 (緊急)	△ 必要に応じ	△ 省略可	—	○ 速やかに	—	○ 速やかに
他への 実地依頼	○	—	—	—	○	—
他からの 実地依頼	—	○ 前月5日	○ 前月10日	—	—	○ 前月10日

6. 事前の手続

(1) 厚生局への認可申請 【平成 22 年 5 月 20 日年発 0520 第 2 号】

《年金事務所からブロック本部への認可申請》

年金事務所が、国年法第 107 条第 1 項等の規定に基づき、調査対象者である受給権者・被保険者に対して、実地に赴いて調査を実施する場合には、厚生局への認可申請が必要となる。調査対象者である受給権者・被保険者が在住する住所地を管轄する年金事務所が、管轄の地方厚生局へ認可申請を行う。受給権者・被保険者から見た第三者・関係人・関係機関にかかる調査を他から依頼された場合には、認可申請は不要である。

厚生局へ認可申請を行う場合には、『認可申請対象者リスト [別添②]』及び『認可申請書（年金事務所）[別添③-1]』を作成する。年金事務所長の決裁終了後、公印を押印のうえ毎月 15 日までにブロック本部へ原本を送付する。なお、『認可申請書（年金事務所）』『認可申請対象者リスト』をブロック本部に対して事前にメールにて送付しておくこと。

《事務センターからブロック本部への認可申請》

事務センターが国年法第 107 条第 1 項等の規定に基づき、調査対象者である受給権者・被保険者に対して書面調査を実施する場合【参考①-1】【参考①-2】には、厚生局への認可申請が必要となる。

厚生局へ認可申請を行う場合には、『認可申請対象者リスト [別添②]』及び『認可申請書（事務センター）[別添③-2]』を作成する。事務センター長の決裁終了後、公印を押印のうえ『認可申請対象者リスト』と合わせて毎月 15 日までにブロック本部へ原本を送付する。なお、『認可申請書（事務センター）』『認可申請対象者リスト』をブロック本部に対して事前にメールにて送付しておくこと。

《ブロック本部から厚生局への認可申請》

ブロック本部では、管轄内の年金事務所等から送付された『認可申請書』及び『認可申請対象者リスト』の内容を確認のうえ取りまとめ、『認可申請書（ブロック本部）[別添③-3]』及び『認可申請対象調査総括表 [別添④]』を作成する。ブロック本部長の決裁終了後、公印を押印のうえ、『認可申請対象者リスト』と合わせて、毎月 20 日までに厚生局に対して原本を送付する。なお、『認可申請書（ブロック本部）』『認可申請対象調査総括表』『認可申請対象者リスト』を厚生局に対して事前にメールにて送付すること。

厚生局において認可申請の内容を審査した後、毎月 25 日までにブロック本部に対して回答を行う。厚生局が認可した場合には、ブロック本部に対して「認可通知書（写）[参考②]」がメールにて送付される。なお、認可申請に対する却下は無いが調査の理由・目的等に不備等がある場合には、厚生局からの差し戻しがある。

ブロック本部では「認可通知書（写）」の内容を確認したうえで、調査実施の部署である年金事務所、事務センターに対して「認可通知書（写）」をメールにて交付する。後日、厚生局からブロック本部に対して「認可通知書（原本）」が送付されるので、ブロック本部において編綴保管すること。

また、緊急を要する認可申請については、ブロック本部は事前に厚生局と個別に調整を行うこと。厚生局の意見等を踏まえて、調査実施の部署と連絡調整のうえ、毎月のスケジュールによらず厚生局へ認可申請を行うこととする。

【表2-5】事務所・事務センターから厚生局への認可申請スケジュール

年金事務所等から ブロック本部への 提出期限	ブロック本部から 厚生局等への 提出期限	厚生局等から ブロック本部への 回答期限	緊急を要する場合
毎月15日	毎月20日	毎月25日	随時（別途調整）

《機構本部各部から関東信越厚生局への認可申請》

機構本部各部が国年法第107条第1項等の規定に基づき、調査対象者である受給権者・被保険者に対して書面調査を実施する場合【参考①-1】【参考①-2】には、関東信越厚生局への認可申請が必要となる。

関東信越厚生局へ認可申請を行う場合には、『認可申請対象者リスト【別添②】』『認可申請書（機構本部）【別添③-4】』『認可申請対象調査総括表【別添④】』を作成する。機構本部各部の部長の決裁終了後、公印を押印のうえ、『認可申請対象者リスト』と合わせて、毎月15日までに関東信越厚生局に対して原本を送付する。なお、『認可申請書（機構本部）』『認可申請対象調査総括表』『認可申請対象者リスト』を関東信越厚生局に対して事前にメールにて送付すること。

関東信越厚生局において認可申請の内容を審査した後、毎月25日までに機構本部各部に対して回答を行う。関東信越厚生局が認可した場合には、「認可通知書（写）【参考②】」がメールにて送付される。後日、関東信越厚生局から「認可通知書（原本）」が送付されるので、機構本部各部において編綴保管すること。なお、認可申請に対する却下は無いが調査の理由・目的等に不備等がある場合には差し戻しがある。

また、緊急を要する認可申請については、機構本部各部は事前に関東信越厚生局と個別に調整を行うこと。関東信越厚生局の意見等を踏まえて、毎月のスケジュールによらず厚生局へ認可申請を行うこととする。

【表2-6】機構本部各部から関東信越厚生局への認可申請スケジュール

機構本部各部から 関東信越厚生局への 提出期限	関東信越厚生局から 機構本部各部への 回答期限	緊急を要する場合
毎月15日	毎月25日	随時（別途調整）

《本要領発出以前の厚生労働省年金局への遡及認可申請》

本要領発出以前の認可年月日が必要である場合で、遡及認可を必要とする場合には、厚生労働省年金局が包括的に認可対応を行う。

ブロック本部は、管轄内の年金事務所等から送付された『認可申請書』『認可申請対象者リスト』の内容を確認のうえ取りまとめ『認可申請書（遡及）【別添③-5】』『認可申請対象調査総括表【別添④】』を作成する。ブロック本部長の決裁終了後、公印を押印のうえ、『認可申請対象者リスト』と合わせて機構本部年金給付部に対して原本を送付する。

また、機構本部各部は、『認可申請対象者リスト』の内容を確認のうえ『認可申請書（遡及）【別添③-5】』『認可申請対象調査総括表【別添④】』を作成する。機構本部各部部長の決裁終了後、公印を押印のうえ、『認可申請対象者リスト』と合わせて、機構本部年金給付部に対して原本を送付する。

なお、ブロック本部及び機構本部各部は、『認可申請書（遡及）』『認可申請対象調査総括表』『認可申請対象者リスト』を機構本部年金給付部に対して事前にメールにて送付しておくこと。

機構本部年金給付部では、『認可申請書（遡及）』『認可申請対象調査総括表』『認可申請対象者リスト』の内容を確認した後に厚生労働省年金局へ送付する。

年金局において認可申請の内容を審査した後、機構本部年金給付部に対して「認可通知書（原本）」が送付される。機構本部年金給付部では「認可通知書（原本）」の内容を確認したうえで、ブロック本部及び機構本部各部に対して送付するので、ブロック本部及び機構本部各部において編綴保管すること。

ブロック本部では「認可通知書（原本）」の内容を確認したうえで、調査実施の部署である年金事務所、事務センターに対して「認可通知書（写）」をメールにて交付する。

《本要領発出以後の厚生労働省年金局への遡及認可申請》

本要領発出以後の認可年月日が必要であり、かつ、遡及認可申請が必要となる事案が発生した場合には、ブロック本部及び機構本部各部は、厚生局の意見等を踏まえて、認可申請の方法等について厚生局及び関係部署と個別に調整すること。

（2）調査権限の行使

厚生局（厚生労働省）より認可された調査権限は、当該調査を必要とする具体的な行政決定のために行使するのであって、犯罪捜査等の目的のために調査権限を行使することは認められない（※11）。調査の過程で、受給権者が正当な理由がなくて、厚年法第96条第1項、国年法第107条第1項、特障法第28条第1項の規定に基づく調査に応じなかった場合には、厚年法第77条第1項、国年法第72条第1項、特障法第14条第1項の規定に基づき、年金額の全部又は一部につき、その支給を停止することができるとされている。これらの規定により調査の実効性が担保されるのであって、相手方の抵抗を排除するという意味での調査権限の行使は認められない。

(※11) 《参考文献》『行政判例百選 I [第5版]』(有斐閣) P218~219 (税務調査と国税犯則調査)

(3) 調査証の携行及び提示

厚年法第 96 条第 2 項、国年法第 107 条第 3 項、特障法第 28 条第 3 項の規定により、「質問を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。」とされている。実地の方法により調査を実施する職員は、身分証明書と合わせて調査証[参考③]を携行して臨むこと。

(4) 調査を実施する職員を選定する際の基準

当面の間は、平成 22 年 6 月 3 日付【厚年指 2010-206】の規定に準じて、調査実施職員の任命及び免命を行うこととする。調査職員の任命及び免命の基準については、詳細が固まり次第、追って連絡することとする。

(5) 調査証の交付依頼

当面の間は、年金事務所において実地調査を実施する職員の「国民年金調査証」及び「特別障害給付金調査証」については、機構本部年金給付部において交付事務を行うこととする。

ブロック本部相談・給付支援G等において、管轄の年金事務所からの交付依頼を取りまとめ『調査証交付対象者名簿（本部送付用）[別添⑤]』を作成のうえ、機構本部年金給付部報告特殊メールアドレス（[REDACTED]）あてに送付すること。年金給付部では、送信日から 7 日以内を目安に送付元のブロック本部に到着するよう作成する。ブロック本部は、調査証を交付した職員について『調査証交付対象者名簿（管理用）[別添⑥]』を作成し管理すること。

(6) 調査対象者への事前通知

実地の方法により調査を実施する場合には、調査日時・場所等の事前通知、調査理由等の告知は必要としない(※12)。ただし、調査目的の障害にわたらない限り、事前の通知又は調査に際しての理由開示等に留意する必要がある。国年法第 108 条等に基づく任意調査については、相手方の協力が不可欠であるため、適宜、事前に通知[参考④]を行うように配慮すること。

(※12) 《参考文献》『行政判例百選 I [第5版]』(有斐閣) P216~217 (税務調査の要件・手続)

7. 実地調査

実地に赴き、厚年法第96条第1項、国年法第106条第1項、国年法第107条第1項、特障法第28条第1項の規定に基づいて、受給権者本人に対して書類その他物件の提出を命じ、又は質問を行う等の権限を行使して調査を実施する。

なお、受給権者本人に対する調査の他に、診断書を作成した医師や証明者である民生委員等の第三者からの聞き取りが、情報収集のために有効な手段となる場合があるが、あくまで相手方の任意の協力を待って実施される任意調査であることに留意すること。また、調査対象者である受給権者以外の第三者から情報収集を行う場合には、受給権者に係る個人情報保護及び秘密の保持に配慮すること。

8. 書面調査

日常業務の処理及び審査の過程で事故が発生した場合に、厚年法第96条第1項、国年法第106条第1項、国年法第107条第1項、特障法第28条第1項の規定に基づいて、被保険者及び受給権者に対して、書面により書類又は物件の提出を命じ、又はこれらの事項に関し書面により質問を行う場合には、調査権限の行使に該当するため、あらかじめ厚生局への認可申請が必要である。[参考①-1]

なお、受給権者本人に対する調査の他に、診断書を作成した医師や証明者である民生委員等の第三者に対する書面照会が、情報収集のために有効な手段となる場合があるが、あくまで任意調査であることに留意すること。[参考⑤]

また、後に実地による調査が想定される場合には、その前置きとして書面調査を行うことが有効な場合がある。例えば、受給権者より書面調査を拒否された場合には、直ちに受給権者に対して不利益処分を行うことが必ずしも適切ではない場合がある。このような場合には、年金事務所に対して実地調査依頼を行ったうえで、実地調査の実施結果を待ってから判断すること。[参考①-2]

9. 実地調査の復命等

実地調査が終了したら、『実地調査復命書[様式第6号]』により速やかに調査結果を復命する。『実地調査実施伺』『受給者・被保険者情報等記録票』その他収受した資料等と合わせて年金事務所長の決裁を受けること。

他の年金事務所や事務センターから『実地調査依頼書』により調査依頼された分については、『調査結果報告伺・報告書[様式第7号]』を作成のうえ『実地調査復命書』『実地調査実施伺』『受給者・被保険者情報等記録票』その他収受した資料等と合わせて年金事務所長の決裁を受けること。決裁を受けた後、『調査結果報告伺・報告書』『実地調査実施伺』『実地調査復命書』等をPDFファイル化のうえブロック本部（又は自県の事務センター）に対してメールにて送付する。

復命等の一連の決裁が終了した後に、調査結果を『調査管理簿』に登録すること。

10. 報告

(1) 年金事務所における報告

厚生局から認可取得した分の調査結果は、実地調査の復命が終了した月の翌月10日までに『調査結果報告（認可申請対象者）【別添⑦-1】』を作成のうえブロック本部へメールにて送付する。なお、不正受給に関する調査結果の報告は、「**3 各論**」を参照のこと。

(2) 事務センターにおける報告

厚生局から認可取得した分の調査結果は、書面調査が終了した月の翌月10日までに『調査結果報告（認可申請対象者）【別添⑦-1】』をブロック本部へメールにて送付する。なお、書面調査については、必ずしも回答があるとは限らないことから、「回答受付日」または「2回目の書面を送付した日から起算して1月を経過した日」で終了したこととする。

(3) ブロック本部における報告

《未実施分の報告及び再認可申請》

厚生局の認可は、認可された日から起算して6ヶ月間有効であるが、認可有効期限切れの未実施分については厚生局への報告が必要となる。ブロック本部は年金事務所・事務センターの調査実施状況を確認したうえで、未実施分がある場合には『未実施分の報告（ブロック本部）【別添⑧-1】』を作成し、決裁終了後、公印を押印のうえ厚生局へ原本を送付する。

やむを得ない事情（調査対象者が長期入院していた等）により調査が実施出来なかつた場合で、かつ、引き続き調査が必要な場合には、年金事務所・事務センターに対して『再認可申請理由書【別添⑨】』の作成を依頼したうえで、『未実施分の報告（ブロック本部）』と合わせて厚生局へ送付する。

《厚生局への年次報告》

認可取得した分の調査結果は、毎年度終了後の4月末までに、厚生局に対する年次報告が必要となる。ブロック本部は、年金事務所・事務センターからの『調査結果報告（認可申請対象者）』を集計のうえ『調査結果報告（ブロック本部）【別添⑦-2】』を作成して、決裁終了後、公印を押印のうえ厚生局に対して送付すること。

(4) 機構本部各部における報告

《未実施分の報告》

関東信越厚生局の認可は、認可された日から起算して6ヶ月間有効であるが、認可有効期限切れの未実施分については関東信越厚生局への報告が必要となる。未実施分がある場合には『未実施分の報告（機構本部）[別添⑧-2]』を作成し、決裁終了後、公印を押印のうえ関東信越厚生局へ原本を送付する。

やむを得ない事情（調査対象者が長期入院していた等）により調査が実施出来なかつた場合で、かつ、引き続き調査が必要な場合には『未実施分の報告（機構本部）』と合わせて『再認可申請理由書[別添⑨]』を作成のうえ関東信越厚生局へ送付する。

なお、書面調査については、必ずしも回答があるとは限らないことから、「回答受付日」または「2回目の書面を送付した日から起算して1月を経過した日」で書面調査が終了したこととする。

《厚生局への年次報告》

認可取得した分の調査結果は、毎年度終了後の4月末までに、関東信越厚生局に対する年次報告が必要となる。『調査結果報告（機構本部）[別添⑦-3]』を作成して、決裁終了後、公印を押印のうえ関東信越厚生局に対して送付すること。

【表2-7】報告スケジュール

報告種別 報告元	ブロック本部への 月次報告	厚生局への 年次報告	厚生局への 未実施分報告
年金事務所 事務センター	○ 終了月の翌月 10 日	—	—
機構本部各部	—	○ 年度終了後の 4月末	○ 認可日から 6ヶ月経過
ブロック本部	—	○ 年度終了後の 4月末	○ 認可日から 6ヶ月経過

3 各論

1. 重婚的内縁関係に関する調査

(1) 調査を必要とするもの

加給年金額の加算の対象には、内縁関係（事実上婚姻関係）にある者も含まれる。また、亡くなった受給権者又は被保険者であった者（以下「亡受給権者又は被保険者」と略）と内縁関係にある者は、受給要件を満たすことにより遺族年金の受給権者となる。

生計維持関係のない内縁関係はあり得ないが、生計維持関係のない法律婚関係はあり得るため、受給権者（亡受給権者又は被保険者）に法律（戸籍）上の配偶者が存在する場合、すなわち重婚的内縁関係が成立している場合が問題となる。

重婚的内縁関係が成立するためには、受給権者（亡受給権者又は被保険者）と法律上の配偶者との婚姻関係が形骸化している事実が客観的に認められなければならない。法律婚の形骸化にかかる審査のためには調査が必要になる。

(2) 書面調査

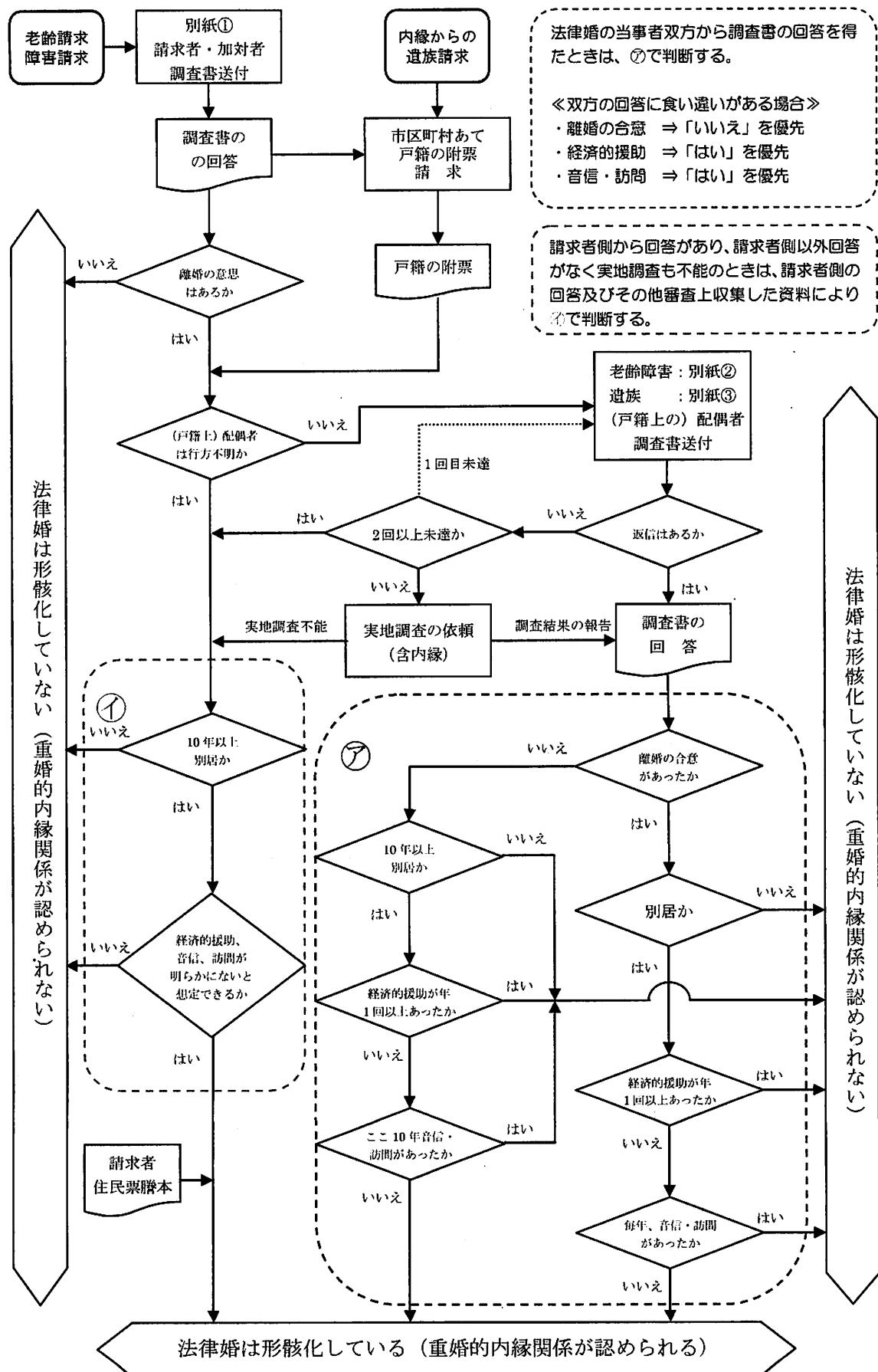
法律婚の形骸化にかかる調査の流れは下記①～⑤のとおりになる。

- ① 老齢年金又は障害年金の請求があり、加給年金額の対象者に内縁関係にある者が含まれる場合には、『重婚に関する調査書（請求者）【様式第8号-1別紙①】』を請求者に送付する。
- ② 戸籍上の配偶者に関する「戸籍の附票」を公用請求により取得したうえで、戸籍上の配偶者の現住所地を確認する。
- ③ 老齢年金の請求の場合は『重婚に関する調査書（配偶者・老齢障害）【様式第8号-1別紙②】』、遺族年金の請求の場合は『重婚に関する調査書（配偶者・遺族）【様式第8号-1別紙③】』を戸籍上の配偶者に対して送付する。
- ④ ③で調査書を2回以上送付しているが未回答の場合には、戸籍上の配偶者が在住している住所地を管轄する年金事務所に対して『実地調査依頼書・依頼書【様式第2号】』を起案のうえ実地調査の実施を依頼する。
- ⑤ ①～④の結果を踏まえ、「(4) 法律婚の形骸化にかかる審査の方法」により審査を実施する。

(3) 年金事務所における実地調査

上記(2)④により調査依頼された場合には、送付された実地調査依頼の内容について、『実地調査書（重婚）【様式第8号-1】』に基づき実地調査を実施する。（実地調査実施時の起案や、厚生局の認可申請等については「1総論」参照）

(4) 法律婚の形骸化にかかる審査の方法



2. 生存の事実確認に関する調査 【昭和 22 年 8 月 12 日年管管発 0812 第 2 号】

(1) 実地調査を必要とするもの

高齢者の所在が不明となっている事案が情報提供された場合には、その一部には年金の不正受給の事案が含まれている可能性があることから、年金給付の適正化を図るために調査が必要になる。

(2) 実地調査の目的

年金受給権者の現況確認と合わせて、死亡の事実が確認された場合には、当該受給権者の失権処理を行うとともに、死亡後に支給された年金については返納を求めることがあるため、調査が必要となる。

(3) 実地調査の方法

『実地調査書（生存確認）【様式第 8 号-2】』に基づき、受給権者の生存の事実関係を調査する。具体的な調査の手順は下記のとおりである。（実地調査実施伺の起案や、厚生局の認可申請等については「1 総論」参照）

- ① 事前の調査準備の段階では、受給者・被保険者情報等記録票、相談受付票、請求書、診断書、現況届、その他諸届等の資料を十分に精査する。
- ② 客観的な資料を得るために厚年法第 100 条の 2、国年法第 108 条、特障法第 29 条の規定に基づく関係先調査を行うなどにより、生存の事実について実態を把握する。あくまでも任意調査ではあるが、第三者から必要な証言が得られる場合には、調査者及び第三者の双方で署名した『聴取調書【様式第 9 号】』を録取する。
- ③ 厚年法第 96 条第 1 項、国年法第 107 条第 1 項、特障法第 28 条第 1 項の規定に基づき、受給権者本人の住所地を訪問して本人に対して面会を求め、生存の事実の調査を行う。受給権者本人に対する面会が出来ない場合には、関係人や同居の親族に対して書類又は物件の提出を命じ、又はこれらの事項に関し質問を行うなどの方法により、生存の事実確認を行う。合わせて、『聴取調書』及び『安否確認調査票【様式第 8 号-2別紙①】』を録取する。
- ④ ③にて生存の事実の確認が出来なかった場合には、調査の目的を不正受給に関する調査に切り替えること。（「3. 不正受給に関する調査」の「① 年金の過払いに関する調査」を参照のこと）

3. 不正受給に関する調査

(1) 実地調査を必要とするもの

厚年法第40条の2、国年法第23条、特障法第22条第1項に規定する「偽りその他不正の手段により給付を受けた者」の対象となる者は当該年金給付の受給権者が積極的に不正を行った場合はもちろん、消極的に事実を歪曲し、又は隠すことによって不正を行い、年金の給付を受けた場合をいうものであって、その具体例を示すと概ね下記のとおりである。端緒情報等と照らし合わせて、下記のいずれかに該当する場合には、一応不正受給の疑いがあるものとして実地調査の実施を検討すること。(※1)

【昭和35年5月23日年福発第181号】【昭和37年9月20日庁文発第2738号】

- ① 他人の名義を濫用して年金請求を行ったことにより、年金の給付を受けた場合
- ② 年金請求書に添付すべき戸籍、住民票等を偽造し、又は記載事項を改変した場合
- ③ 内縁関係に無かったにもかかわらず、あったものと申立て遺族年金の裁定を受けた場合
- ④ 所得、身分関係及び生計維持関係の事実に関する市区町村長又は民生委員等の証明書を偽造し、もしくはその内容を改変し、又は当該市区町村長又は民生委員等の印章を偽造し、もしくは不正使用した場合
- ⑤ 年金額の支給停止、改定又は失権事由に該当することを知りつつ、所定の届出をしないで年金を受けた場合
- ⑥ 医師に不実の申立をして障害認定診断書に不実の記載をなさしめた場合
- ⑦ 障害年金の初回請求時において、提出されたところの記載事項が完備された診断書により、その障害の程度が障害等級表に定める等級に該当しないことが明らかであるため、障害年金の年金請求が却下された後、改めて異なる診断書の作成を受けて再提出して、後者の診断書の記載内容上からは該当となるが、その記載内容が初回請求時ににおける記載内容と著しく異なる場合
- ⑧ 障害年金の初回請求時の診断書により、障害等級表に定める等級に該当と認定された場合であっても、数多くの投書、電話、近隣の風評又は診断書を作成した医師の意見等により障害等級該当が疑われる情報がもたらされた場合、又は、年金事務所及び市区町村役場等の官公署の担当職員の訪問面接によって、明らかに障害等級非該当と認められる事実が把握された場合

(※1) 不正受給事案の全般については下記の文献を参考にした。

《参考文献》『社会保障判例百選[第4版]』(有斐閣) P196~197 (生活保護の不正受給と詐欺罪)

厚生労働省社会・援護局保護課長通知〔平成18年3月30日社援保発第0330001号〕

(生活保護行政を適正に運営するための手引について)

(2) 実地調査の目的

- ① 年金給付の不正受給が判明した場合には、厚年法第40条の2、国年法第23条、特障法22条第1項の規定に基づく費用返還を求め、厚年法第86条及び同法第87条、国年法第96条及び同法第97条、特障法第22条第2項の規定に基づく費用徴収を行う。徴収金としての時効が完成した分は、民法第704条の規定に基づき不当利得の返還請求を行う。

⇒ 不正受給の有無について、実質的に事務を担っている日本年金機構が事案の調査を行い、その結果に基づき、徴収金又は不当利得として納入の告知を行う。
- ② 特に悪質な事案については、国民年金法第111条等による行政刑罰の適用、又は同法但書による刑法（主として第246条の詐欺罪）の適用により、刑事処分を求めることがある。

⇒ 不正受給の被害者は国になるため、被害届を提出する場合には、国（厚生労働省年金局事業管理課長）の名義で提出する。国年法第111条、又は国年法第111条但書による刑法等については、刑事訴訟法の適用があるため、捜査機関（検察官又は司法警察員）に対して事実関係の捜査を依頼することとなる。

(3) 実地調査の方法

⑦ 障害認定に関する調査

『実地調査書（障害年金）[様式第8号-3]』の内容に基づいて実地調査を行う。（実地調査実施伺の起案や、厚生局の認可申請等については「1 総論」参照）

《日常生活動作検査表を活用した実地調査》

肢体障害の場合には、『実地調査書（障害年金）』と合わせて、別添の調査資料として『日常生活動作検査表 [様式第8号-3別紙①]』を活用するのが有効である。日常生活動作については、下記①②により調査資料をまとめる。このうち、障害別から判断し、必要がないと認められるものについては、その一部を省略しても差し支えない。【昭和37年6月15日年福発第351号】

- ① 日常生活動作は、『日常生活動作検査表』によって行うこと。この場合日常生活動作の状態が被保険者、請求者又は受給権者から提出された診断書記載内容と著しく異なる場合等にあっては、必要に応じて2回ないし3回の検査を繰り返し、確実を期すること。
- ② 写真又は映画資料の作成にあたっては、変形、関節運動範囲、筋力、動作の速度、

巧緻性を表現できるよう心掛けること。このため、『日常生活動作検査表』の動作から障害部位の把握に必要な動作を抽出して、これらが一連の動作に組み合わせられるよう撮影すること。

《日常生活動作検査表による成績の表し方》

- 1 検査は補助用具（義肢、補装具、杖、松葉杖、その他補助用小道具）を使用しない状態で行うこと。
- 2 上肢両側動作は、片側の障害によって動作不能な場合には、検査を行わないこと。
- 3 評点は 10 点区分で行うこと。

10 点	全く正常。
8 点	正常ではないが動作に補助を必要としない。
6 点	補助がなくても動作できるが、安全性に欠ける。時間がかかる。
5 点	補助がなくては動作できないが、補助があれば円滑、容易にできる。
4 点	補助があっても安全性に欠ける。時間が著しく長くかかる。
2 点	補助によって辛うじてできる。
0 点	全くできない。

注 (1) ここでいう補助とは、第三者、自分の他の身体部分、身のまわりの器物、例えば机、柱、壁等の助けをかりることをいうものであること。
(2) 動作に常時補助を必要とする場合は 5 点又はそれ以下に評点すること。

- 4 動作能力は、全部又は部位別に各動作の評点を集計し、百分率で出すこと。

《日常生活動作等調査書（内部障害用・精神障害用）の活用》

肢体障害の場合には、『日常生活動作検査表』を活用することが有効であるが、内部、精神障害の場合には『実地調査書（障害年金）』の別添の調査資料として『日常生活動作等調査書【様式第 8 号-3別紙②】【様式第 8 号-3別紙③】』を適宜活用すること。

《第三者の証言》

主に感覚器（視力、聴覚）障害者の取扱いにおいて問題とされるものであるが、これらは日常生活動作検査表上の調査及び写真等の資料によって判断することが困難な場合がある。したがって、このような場合には第三者の証言が有力な資料となる。第三者から必要な証言が得られる場合には、調査者及び第三者の双方で署名した『聴取調書【様式第 9 号】』を録取する。

《検査者の責任を明確にすること》

調査で作成した資料は診断書に準じて、障害認定の根拠資料となるものであって、診断書における診断医師の責任の証明のごとく、検査者の責任を明確にする必要がある。

《調査後の対応》

調査結果については、障害認定審査医員に関係資料を提供したうえで意見を求める。障害認定審査医員からの意見を踏まえて、必要に応じて下記の対応を行うこと。

- ① 厚年法第 96 条第 1 項、国年法第 107 条第 1 項、特障法第 28 条第 1 項の規定に基づく、診断書の提出命令
- ② 厚年法第 97 条第 1 項、国年法第 107 条第 2 項、特障法第 28 条第 2 項の規定に基づく、再診断の命令
- ③ 年金の過払いに関する調査の実施

① 年金の過払いに関する調査

『実地調査書（年金過払）【様式第 8 号-4】』に基づき、厚年法第 40 条の 2、国年法第 23 条、特障法第 22 条第 1 項の規定に基づく費用返還を求めるために、必要な事実関係を調査する。具体的な調査の手順は下記のとおりである。（実地調査実施伺の起案や、厚生局の認可申請等については「1 総論」参照）

- ① 事前の調査準備の段階では、受給者・被保険者情報等記録票、相談受付票、請求書、診断書、現況届、その他諸届等の資料を十分に精査する。
- ② 客観的な資料を得るために厚年法第 100 条の 2、国年法第 108 条、特障法第 29 条の規定に基づく関係先調査を行うなどにより、不正の事実について実態を把握する。あくまでも任意調査ではあるが、第三者から必要な証言が得られる場合には、調査者及び第三者の双方で署名した『聴取調書【様式第 9 号】』を録取する。
- ③ 不正の疑いが強まった場合、または適正であることが確認できない場合には、厚年法第 96 条第 1 項、国年法第 107 条第 1 項、特障法第 28 条第 1 項の規定に基づき、受給者本人に対し書類又は物件の提出を命じ、又はこれらの事項に関し質問を行うなどの手段により、実際に不正受給された年金額や、それが不正を行う故意に基づくものであるか否か等を確認する。合わせて、調査者及び受給者の双方で署名した『聴取調書』を録取する。受給権者の生存の事実確認の調査の場合には、合わせて『生存確認に関する聴取書【様式第 9 号別紙④】』を適宜活用すること。
- ④ 厚年法第 40 条の 2、国年法第 23 条、特障法第 22 条第 1 項の適用にあたっては、不正の事実や不正の認識について受給者本人に確認することが通常である。③にて不正受給の事実が確認できた場合には、あらかじめ作成した『事実確認書【様式第 10 号】』の内容を受給者本人に読み聞かせる等の方法により確認したうえで、調査

- 者及び受給者の双方で署名した『事実確認書』を録取する。
- ⑤ ④で『事実確認書』を録取した場合には、徴収金又は不当利得として返還金の納入の告知が可能となる。徴収金又は不当利得に関することについては、詳細が固まり次第、追って連絡することとする。
- ⑥ 受給者本人より、裁定取消申出、障害年金不該当届等の諸届書類を受理する。(※2)
- ⑦ 年金事務所は実地調査の復命後、『受給権者・被保険者情報等記録票』『実地調査実施伺』『実地調査復命書』等を PDF ファイル化のうえ、管轄のブロック本部あてに送付する。
- ⑧ ブロック本部は、送付された PDF ファイルの内容を精査したうえで、年金事務所と協議を行い、客観的に不正受給であると判断に至った場合には、⑦で送付された資料等を整理のうえ、PDF ファイル一式他を機構本部年金給付部報告特殊メールアドレス ([REDACTED]) あてに送付する。
- ⑨ 年金事務所においては、⑦～⑧と並行して事件・事故・事務処理誤り対応要領（要領第 20 号）に基づいて機構本部品質管理部へ報告する。
- ⑩ 機構本部年金給付部において、事案を精査のうえ、不正受給事件であるとの判断に至った場合には、厚生労働省年金局事業管理課へ不利益処分に係る事務実施の決裁伺を立てる。また、機構本部リスクコンプライアンス部法務グループに対して、適宜助言を求めることする。
- ⑪ 厚生労働省年金局事業管理課からの決裁が得られた場合には、機構本部年金給付部が関係各部署に対して事務の実施を依頼する。

(※2) 法律による行政の原理に基づき、違法な行政処分は処分した行政庁自らが職権で取り消すことができる。問題となるのは、当該処分が受益的であり、かつ、相手方がその適法性や継続性を信頼して行動している場合である。判例では、取消処分の相手方の被る不利益と、取り消さないことにより生じる公益上の不利益を比較衡量して判断するという、取消制限の法理が確立されている。したがって、後の紛争を防止する意味でも、諸届書類の受理は必要であると思科される。

《参考文献》『社会保障判例百選[第4版]』(有斐閣) P96～97 (過払いの年金給付の返還請求)

(4) 不正受給の確認が得られなかった場合の対応

不正の事実や不正の認識について受給者本人から確認が得られなかった場合には、厚年法第 40 条の 2、国年法第 23 条、特障法 22 条第 1 項の規定に基づく費用返還を求めることができないため、会計法第 30 条の規定に基づく 5 年の消滅時効の範囲内で、年金の過払い分の返納を求めることなる。

一方で、年金事務所の実地調査の結果、不正受給の確証が得られない場合でも、捜査機関による捜査により、不正の事実が明らかになる場合がある。年金事務所の実地調査は犯罪捜査等が目的ではなく、国年法第 23 条等の規定に基づく費用返還を求めるこ目的としているため、収集した資料も当然に刑事手続で用いられるものではない。

しかしながら、日本年金機構が行っている事務の公益性から、特に悪質な事案については、実地調査の過程で収集した資料等に基づき、捜査機関に対して必要な助言を求めるこ

とも必要な場合がある。

ブラック本部は、年金事務所からの相談に応じ、進捗状況に関する報告を求め、機構本部年金給付部に対して適宜指示を仰ぐこと。

(5) 捜査機関から検査の協力を求められたときの対応

年金事務所において特定の受給権者が不正受給している疑いを抱いておらず、又は疑いは生じているものの、未だ客観的資料による不正受給の事実が確認できていない段階で、別途不正受給の端緒情報を得て既に検査を開始している検査機関から不正受給に関する通報を受け、被害届の提出や資料の提供等を求められる場合がある。

しかし、実際に不正受給された額や、それが不正を行う故意に基づくものであるか否か等については、年金の支給状況や受給者本人からの届出の内容等を照らして確認しなければ、明らかとならない場合も多いことから、検査機関の内偵結果に基づく通報のみによって、その内容を直ちに不正受給の内容とすることは原則として適切ではない。

したがって、「不正の事実や不正の認識について受給者本人に確認する必要があり、不正受給額については、後日、受給権者から徴収する」こと、及び「被害届等を提出する場合は、厚生労働省年金局事業管理課長の名義で提出する」こと等を伝えたうえで、検査機関からの了承が得られた場合には調査を開始する。

しかしながら、被害届の提出や資料の提供を検査機関より早急に求められた場合や、調査に相当の時間を要することが予想される場合には、事案の内容や検査の進捗状況、受給権者の状況等に応じ、一定の時点で実際に利用・入手可能な資料の範囲で判断し、対応することも必要である。

また、検査機関から、受給者本人に対して年金事務所が直接確認を行い、又は行おうとすれば、当該受給者が逃亡し、又は証拠を隠滅するおそれがあるため、直接確認することは控えてほしい旨の依頼があった場合には、確認を控えることもやむを得ない。

いずれにしても、検査機関と年金事務所との間で十分な情報交換や緊密な連絡を行ったうえで適切に対応することが必要である。ブラック本部は、年金事務所からの相談に応じ、進捗状況に関する報告を求め、適切な対応を行うために機構本部年金給付部に対して適宜指示を仰ぐこと。

(6) 機構本部及び厚生労働省年金局における対応

《機構本部年金給付部における対応》

- ① 不正受給事件について総括する。
- ② 不正受給事件であるとの判断に至った場合には、調査結果の報告等を取りまとめたうえで、厚生労働省年金局に対する不利益処分実施に係る決裁伺を起案する。決裁を得た後、関係各部署へ具体的な事務の実施を依頼する。
- ③ 関係各部署が、検査機関から不正受給事件に関する検査の協力を求められた場合には、対応方法に関する助言を行ったうえで、経過報告を依頼する。

- ④ 捜査機関から被害届の提出を求められた場合には、関係各部署からの事案を取りまとめたうえで、厚生労働省年金局に対して被害届の作成を依頼する。
- ⑤ 不正受給の疑いがある端緒情報を取得した場合には、『実地調査依頼伺・依頼書【様式第2号】』または個別の指示依頼文書等に基づき、関係部署へ実地調査の実施を依頼する。
- ⑥ 不正受給事件の全般について、必要に応じリスクコンプライアンス部法務グループに対して対応方法等について助言を求めることがある。

《厚生労働省年金局における対応》

- ① 不正受給事件にかかる日本年金機構の事務を決裁する。
- ② 徴収金及び不当利得返還の納入告知に関する決定を決定する。
- ③ 国民年金法第111条等による行政刑罰の適用、又は同法但書による刑法の適用に関する決定を決定する。(被害届の提出、刑事告発の検討など)

(様式第1号)

受給者・被保険者情報等記録票

情報提供者 の 情 報	住 所				
	氏 名		連絡先		
聴取日時	平成 年 月 日 時 分～ 時 分				
情報提供者 に関する その他情報					
端緒情報 聴取内容					
上記のことについて情報提供があったので記録する。					
平成 年 月 日					
記録者 所属 _____					
役職 _____					
氏名 _____					

(様式第2号)

実地調査依頼伺

所長	副所長	関係各課長	起案者

平成 年 月 日

下記により、○○年金事務所にて実地調査の実施を依頼してよろしいかお伺いする。

実地調査 対象者氏名		受給権者 との関係	
実地調査 対象者住所			
受給権者氏名		生年月日	
基礎年金番号		年金コード	
調査内容			
届出書・申請書 ・請求書名		認可申請 要否	必要 ・ 不要
調査を必要と する理由			
受付年月日 ・番号	平成 年 月 日 No.		

平成 年 月 日

○○年金事務所長

△△年金事務所長

実地調査依頼書

別添の資料により実地調査の実施を依頼する。

なお、復命後は速やかに様式第7号により調査結果を報告いただきたい。

所長	副所長	関係各課長	引継者

項目	実施月	8月			9月			10月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
事前準備	関係資料の精査	5								
	相談受付票・請求書等の精査・確認									
	調査方針の合議	8								
	調査実施方針の策定、認可申請の要否、調査に当たる職員の選定等									
調査の実施	厚生局への認可申請(調査証の交付申請)	10		30						
	厚生局からの認可取得見込日									
	他への調査依頼	11		10						
	調査結果報告書の受理見込日									
官公署・行政機関・関係人・関係機関	厚生局への認可申請日									
	他管轄の住所地に在住している調査対象者の他への調査依頼日									
受給権者本人										
	市町村役場等の官公署、第三者等に対する任意調査の終了見込日									
報告										
	調査権限の行使しての受給者本人に対する実地調査の終了見込日									
	認可申請対象者、他管轄から依頼された分等の調査結果報告終了見込日									
機構本部										
	調査の過程で受理した諸届出書類の処理終了見込日									
オンラインスケジュール										
	不正受給に関する調査の場合における品質管理部、年金給付部への調査結果報告終了見込日									
	受理した諸届出書類のオンライン処理日									
	18									

(様式第4号)

実地調査実施伺

所長	副所長	関係各課長	調査者
			~

下記の対象者に対して、実地調査を実施してよろしいかお伺いする。

実地調査 対象者氏名		受給権者 との関係	
実地調査 対象者住所			
受給権者氏名		生年月日	
基礎年金番号		年金コード	
調査内容			
請求書類名		認可申請 要否	必要・不要
調査を必要と する理由			
受付年月日 ・番号	平成 年 月 日 No.		

平成 年 月 日

所属 _____

役職 _____

氏名 _____ 印

(様式第5号)

書面調査実施伺

所長	副所長	関係各課長	調査者

下記の対象者に対して、別添の書面を送付してよろしいかお伺いする。

書面送付 対象者氏名		受給権者 との関係	
書面送付 対象者住所			
受給権者氏名		生年月日	
基礎年金番号		年金コード	
調査内容			
届書・申請書 ・請求書類名		認可申請 要否	必要 · 不要
調査を必要と する理由			
受付年月日 ・番号	平成 年 月 日 No.		

平成 年 月 日

所属 _____

役職 _____

氏名 _____ 印

(様式第6号)

実地調査復命書

所長	副所長	関係各課長	調査者

実地調査の実施結果について、別添の資料を添え下記のとおり復命する。

なお、決裁後は主管部署へ引き継ぎたい。

実地調査 対象者氏名	受給権者 との関係		
実地調査 対象者住所			
受給権者氏名		生年月日	
基礎年金番号		年金コード	
調査顛末	(実施・不調)		
受理した 諸届出書類			
復命事項			
受付年月日 ・番号	平成 年 月 日 No.		

平成 年 月 日

所属 _____

役職 _____

氏名 _____ 印

(様式第7号)

調査結果報告伺

所長	副所長	関係各課長	報告者

平成 年 月 日

下記により、○○年金事務所あて実地調査の結果を報告してよろしいかお伺いする。

実地調査 対象者氏名		受給権者 との関係	
実地調査 対象者住所			
受給権者氏名		生年月日	
基礎年金番号		年金コード	
調査内容			
調査顛末			
備考			
受付年月日 ・番号	平成 年 月 日 No.		

平成 年 月 日

○○年金事務所長

△△年金事務所長

調査結果報告書

別添の資料により実地調査の結果を報告する。

ついては、調査結果を引き継ぎたい。

所長	副所長	関係各課長	引継者

(様式 8 号-1)

所長	副所長	関係各課長	調査者

実地調査書（重婚）

実施部署			
調査年月日		(自)	
		(至)	
調査対象者	氏名		
	生年月日		
	住所		
年金種別 請求書名			
調査者		所属 役職	氏名 印
		所属 役職	氏名 印
その他立会者			

1. 直近5年分の年金の支払状況 ※ 新規裁定の場合には記入省略

2. 実地調査を必要とした理由

3. 保存している相談受付票、請求書、診断書、現況届、その他諸届書類の精査結果

4. 本人、同居の家族・親族・関係人からの聞き取り ※ 詳細は様式第9号による

① 別居開始の時期

② 年1回以上の音信、訪問等の有無（あり・なし）

（1）あった場合

⑦ 時期と回数（いつから、いつまで）

① 音信、訪問の手段

⑦ 音信、訪問は誰あてで、どのような用件であったか

③ 年1回程度以上、送金、仕送り等をしていたか、または受けていたか（あり・なし）

（1）あった場合

⑦ 時期とその回数、および金額

① 送金等の方法

⑦ 送金、仕送り等をしていたか、または受けていた理由

④ 戸籍上の配偶者と離婚する意思があるか（あり・なし）

⑤ 戸籍上の配偶者と別居生活の解消の話し合い、努力を行ったか（行った・行わなかった）

（1）行った場合

⑦ 時期と回数

⑥ その他

5. 第三者（民生委員、町内会長、近隣住民、勤務先の参考人等）からの聞き取り

（外名）※様式第9号が録取できた場合は別添による

6. その他

7. 調查者意見

回 答 書

(2~5については該当する番号又は文字を○で囲んだうえ必要事項を記入して下さい。)

1 さんと別居されていたようですが、いつ頃からですか。

2 年一回以上音信、訪問等ありましたか。

(1) あった

①時間とその回数(いつから、いつまで)

②音信、訪問の方法は次のどれによるものですか。

ア 訪問 イ 手紙 ウ 電話

エ その他(具体的に記入してください)

③音信、訪問は誰あてにありましたか、またどのような用件でしたか。

(2) なかつた

3 さんへ年一回程度以上送金、仕送り等をしましたか。

(1) し た

①時期とその回数および金額

②送金等の方法は次のどれによるものですか。

ア 手渡し イ 現金封筒 ウ 銀行振込

エ その他(具体的に記入して下さい)

③送金等の理由は次のどれによるものですか。

- ア 生活費の援助 イ 子供の養育費 ウ 冠婚葬祭
エ その他（具体的に記入して下さい）

(2) しない

4 あなたは さんと離婚する意思がありますか。

- (1) あ る
(2) な い

5 あなたは さんと別居生活の解消を話し合い、努力をおこないましたか。

- (1) おこなった（時間とその回数）
(2) おこなわなかつた

6 その他、ご意見等がありましたらお知らせ下さい。

上記のとおり回答します。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

印

電話番号 () -

○○事務センター長 殿

回 答 書

(2~5については該当する番号又は文字を○で囲んだうえ必要事項を記入して下さい。)

1 さんと別居されていたようですが、いつ頃からですか。

2 年一回以上音信、訪問等ありましたか。

(1) あった

①時間とその回数（いつから、いつまで）

②音信、訪問の方法は次のどれによるものですか。

ア 訪問 イ 手紙 ウ 電話

エ その他（具体的に記入してください）

③音信、訪問は誰あてにありましたか、またどのような用件でしたか。

(2) なかった

3 さんから年一回程度以上送金、仕送り等がありましたか。

(1) あった

①時期とその回数および金額

②送金等の方法は次のどれによるものですか。

ア 手渡し イ 現金封筒 ウ 銀行振込

エ その他（具体的に記入して下さい）

③送金等の理由は次のどれによるものですか。

- ア 生活費の援助 イ 子供の養育費 ウ 冠婚葬祭
エ その他（具体的に記入して下さい）

(2) なかった

4 あなたは さんと離婚する意思がありますか。

- (1) ある
(2) ない

5 あなたは さんと別居生活の解消を話し合い、努力をおこないましたか。

- (1) おこなった（時間とその回数）

(2) おこなわなかった

6 その他、ご意見等がありましたらお知らせ下さい。

上記のとおり回答します。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

印

電話番号 () -

○○事務センター長 殿

回 答 書

(2~5については該当する番号又は文字を○で囲んだうえ必要事項を記入して下さい。)

1 亡 さんと別居されていたようですが、いつ頃からですか。

2 年一回以上音信、訪問等ありましたか。

(1) あった

①時間とその回数（いつから、いつまで）

②音信、訪問の方法は次のどれによるものですか。

ア 訪問 イ 手紙 ウ 電話

エ その他（具体的に記入してください）

③音信、訪問は誰あてにありましたか、またどのような用件でしたか。

(2) なかつた

3 亡 さんから年一回程度以上送金、仕送り等がありましたか。

(1) あった

①時期とその回数および金額

②送金等の方法は次のどれによるものですか。

ア 手渡し イ 現金封筒 ウ 銀行振込

エ その他（具体的に記入して下さい）

③送金等の理由は次のどれによるものですか。

- ア 生活費の援助 イ 子供の養育費 ウ 冠婚葬祭
エ その他（具体的に記入して下さい）

(2) なかった

4 あなたと亡 さんは離婚の合意がありましたか。

(1) あった

(2) なかった

5 あなたと亡 さんは別居生活の解消を話し合い、努力をおこないましたか。

(1) おこなった（時間とその回数）

(2) おこなわなかった

6 亡 さんの葬儀はどうされましたか。

7 その他、ご意見等がありましたらお知らせ下さい。

上記のとおり回答します。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

印

電話番号 () -

○○事務センター長 殿

(様式 8 号－2)

所長	副所長	関係各課長	調査者

実地調査書（生存確認）

実施部署			
調査年月日		(自)	
		(至)	
調査対象者	氏名		
	生年月日		
	住所		
年金種別 請求書名			
調査者		所属 役職	氏名 印
		所属 役職	氏名 印
その他立会者			

1. 直近5年分の年金の支払状況

2. 実地調査を必要とした理由

3. 保存している相談受付票、請求書、診断書、現況届、その他諸届書類の精査結果

4. 市区町村役場における調査

① 戸籍・住民票等

② 課税台帳

③ 国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入状況及び利用状況

④ 介護保険制度、高齢者等支援制度等の利用状況

⑤ 生活保護制度の利用状況

⑥ その他

5. その他公的機関における調査

6. 第三者（民生委員、町内会長、近隣住民、勤務先の参考人等）からの聞き取り

(外名) ※様式第9号が録取できた場合は別添による

7. 本人、同居の家族・親族・関係人からの聞き取り ※ 詳細は様式第9号及び別紙①による

8. その他

9. 調查者意見

安否確認調査票

調査者 氏名		調査 実施日	年月日	本人面談 有無	有・無
-----------	--	-----------	-----	------------	-----

I 調査対象者

年金番号		基礎年金番号			
ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男	年齢 生年月日	歳
対象者氏名			<input type="checkbox"/> 女		
現住所	〒 —		電話	— —	
家族等連絡先	〒 — 氏名() 続柄()		電話	— —	
施設入所の場合 は施設名			電話	— —	

II 基本的な生活状況

生活状況	・一人暮らし ・夫婦で同居 ・入院中 ・その他()
他の制度からの支援状況	・介護保険制度を利用している ・市町村の高齢者等支援制度を利用している ・その他() ・支援は不要
関係機関へ支援を含めた情報提供必要有無	

III 調査結果

<input type="checkbox"/> 健在が確認できた			
<input type="checkbox"/> 死亡が確認できた	死亡時期	年 月頃 ()	
<input type="checkbox"/> 安否が確認できなかった	・遠隔地に入院している等により確認が困難 <遠隔地住所等>		
	・所在が不明 不明となった時期 ()		
	・安否確認を拒否 拒否理由		
・その他理由			

IV 行方不明を確認した場合

① 年金受給者が行方不明となつた時期と理由	年 月頃
② 年金受給者の行方不明又は捜索願の届を行つた時期	年 月頃 届(届出先)
③ 行方不明・捜索願の届出を行っていない場合は、行わなかつた理由	
④ 年金受給者から行方不明後の音信・訪問等の有無	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> あった(いつ頃まであったか 年 頃まで)
⑤ ④の音信・訪問等は誰にあてにあつたのか、また用件は何か	訪問があつたことを証言できる者 () 続柄 ()
⑥ 年金受給者から行方不明後のたより等の有無	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> あった(いつ頃まであったか 年 頃まで) 電話 · 手紙 · その他()
⑦ 行方不明期間中の年金額受取の管理はだれが行つていたか	
⑧ 行方不明となっている年金受給者の医療保険料・介護保険料はだれが払つているのか	
⑨ その他参考情報	

(様式 8 号—3)

所長	副所長	関係各課長	調査者

実地調査書（障害年金）

実施部署			
調査年月日		(自)	
		(至)	
調査対象者	氏名		
	生年月日		
	住所		
年金種別 請求書名			
調査者		所属 役職	氏名 印
		所属 役職	氏名 印
その他立会者			

1. 直近5年分の年金の支払状況 ※ 新規裁定の場合には記入省略

2. 診断書記載事項の確認

- ### ① 初診日、症状固定日、障害認定日、治療歴等

② 現症狀

3. 医師の意見（診断書作成医、主治医） ※様式第9号が録取できた場合は別添による

4. 市区町村役場、その他公的機関における調査

5. 第三者（民生委員、町内会長、近隣住民、勤務先の参考人等）からの聞き取り

(外名) ※様式第9号が録取できた場合は別添による

6. 本人、同居の家族・親族・関係人からの聞き取り ※ 詳細は様式第9号による

7. 日常生活動作 ※ 詳細は別紙による

8. その他

9. 調查者意見

日常生活動作検査表

氏名			性別		年齢	
住所						
原傷病名						
	部位	動作	点数	備考		
1	上肢	新聞紙又は鉛筆の端をつまむ	左 右	片側手指動作		
2	"	丸めた週刊誌を握る	左 右	同上		
3	"	肘を体側につけうちわであおぐ	左 右	片側前腕動作		
4	"	顔を洗う（手掌を顔にもっていく）	左 右	片側肘関節動作（屈曲）		
5	"	膝に手をもっていく	左 右	片側肘関節動作（伸展）		
6	"	机上のものを押しやり、又手もとにひきよせる	左 右	片側肘関節動作（屈伸）		
7	"	後頭部に手をやる	左 右	片側型関節動作 (前拳・外拳・旋回)		
8	"	ひもを結ぶ		両側手指動作		
9	"	タオルをしぼる		両側手指、前腕動作		
10	"	帯をまき、解く		両側肩関節動作		
11	"	かぶりシャツをぬぐ		両側手指、肘、肩関節動作		
12	下肢	正坐をする		股、膝、脚関節動作（屈曲）		
13	"	あぐらをかく		股関節動作（外旋、屈曲）		
14	"	脚をなげ出して坐る		股関節動作（屈曲）		
15	"	坐位より立ち上り坐位にもどる		又、膝、足関節動作（屈伸）		

	部位	動作	点数	備考
16	下肢	立つ		
17	"	歩く		
18	"	階段をのぼる		
19	"	階段をおりる		
20	"	片脚で立つ	左 ----- 右	
21	体幹	ねがえりをする		体幹、上肢動作
22	"	手膝四つ這いをする		体幹、上肢、下肢動作
23	"	靴下をはく	左 ----- 右	体幹、下肢動作
24	"	最敬礼をする		体幹、下肢動作
25	"	床上のものをひろう		体幹、上肢、下肢動作

総合動作能力	上肢動作能力	下肢動作能力	体感動作能力
%	右 %	%	%
	左 %		
	両側 %		

上記のとおり、相違ありません。

昭和 年 月 日

検査者氏名

印

日常生活動作等調査書 (精神障害用)

氏名	生年月日		男・女					
住所								
本人歴	発育・養育歴	教 育 歴	職 历					
	出生時 熟産 早産 易産 難産	小学校 いっていない 小学校(成績 上・中・下)						
	生育時 歩行 歳 月位 発語 歳 月位	中学校(成績 上・中・下) 高等学校(成績 上・中・下)						
	小学校へ入学するときの発育状態							
現病歴	発病以来の症状と経過							
	いつごろから精神の変調状態があつたか	年	月ごろ					
	初めて家人が気付いたのは	年	月ごろ					
	初めて医者に診てもらったのは	年	月ごろ					
	発病以来の治療歴							
	病院	年	月から	年	月まで	入院	・ 外来	
	病院	年	月から	年	月まで	入院	・ 外来	
	病院	年	月から	年	月まで	入院	・ 外来	
	陳述者 氏名				患者との 続柄			
	性格及び生活態度	性 格……動作がにぶい 怒りっぽい おちつきがない 脳病 はしゃぎやすい 軽はずみ 生きものをいじめる 人嫌い						
態 度……自分勝手に行動する 反抗する 他に乱暴する 自傷する								
汚いことを平気でやる 終日何もしないで寝ている								
飲食物の量が変わる つまらないものを集める その他 ()								
他の障害の状態	精神障害のほかに障害があるか ある ・ ない							
	ある場合 (肢体 視覚 聴覚 結核 その他)							
	その程度 ()							
家庭環境	両親、兄弟姉妹の状況 ()							
	家族のふん開氣 (円満・普通・不知) 経済状態 (上・中・下)							
	その他 ()							

区分	項目	で き る わ か る	少 し で き る 少 し わ か る	介 助 ・ 介 護 が あ れ ば で き る	で き な い わ か ら な い
基本的生活能力	食事が一人で				
	用便（月経）の始末は				
	入浴、洗面、衣服の着脱は				
	日常の基本的な起居が一人で				
自己の保全能力	食物の適否が				
	刃物、機械、火の危険が				
	日常生活において昼夜、その他、時間的区別				
	天気、気候に適応				
	危険な場所				
	戸外での危険（交通事故等）から身を守ることが				
社会生活能力・その他	簡単な買物は				
	家族との話しあい				
	家族以外の者との話しあい				
	日常の簡単な言葉、会話が				
	漢字、ひらがなを読みとることが				
	漢字、ひらがなを書くことが				
身障者手帳の有無	障害者手帳	有	・	無	
	1. 交付年月日	平成	年	月	日
	2. 等級番号	種	級	第	号
	3. 障害名				
参考事項					

(注) 各欄の該当個所に○をつけること。

日常生活動作等調査書 (内部障害用)

氏名		生年月日	男・女
住所			
活動状況	安静時間	1 絶対安静 2 終日横になっている 3 短時間離床してよいが主に横になっている 4 その他 ()	
	食事	1 寝たまま食べさせてもらう 2 横になるかまたは物にもたれて食べる 3 食堂で食べる 4 その他 ()	
	入浴・清拭	1 入浴はいけないが清拭は医師の指示による 2 入浴はいけないが清拭は人にしてもらう 3 入浴は週 回 (回数を記入のこと) 4 毎日	
	排便	1 便器を用いる 2 他人の介助で便所へ行く 3 自分で便所へ行く 4 その他 ()	
	テレビ	1 禁止 2 静臥で見る 3 自由に見る	
	面会談	1 禁止 2 分以内 (分を記入のこと) 3 時間以内 (時間を記入のこと) 4 その他 ()	
	歩行	1 禁止 2 室内ののみ 3 室内のほか庭先ならば短時間はよい 4 屋外の散歩もよい (制限時間ががあれば 時間以内)	
	洗髪	1 禁止 2 人に拭いてもらう 3 自分で洗ってよい	
	禁止事項	1 日光浴 2 酒 3 煙草 4 体操 5 湯治 6 その他 ()	
		医者の指示どおり生活しての疲労感 1 非常に疲れる 2 疲れる 3 殆んど疲れない	

家事状況		で き る	少しほどできる	家族の協力があれべできる	で き な い
	炊 事				
	洗 濯				
	買 物				
	掃 除				
そ の 他	具体的にあれば記入すること				
他の障害状況	肢体 視覚 聴覚 精神 その他 () その程度 { }				
普通の運動 (日常生活) での状態	動 棒 (あ る)	少しある	な い)		
	息 切 れ (あ る)	少しある	な い)		
	呼 吸 困 難 (お き る)	少しおきる	おきない)		
	チアノーゼ (あ る)	少しある	な い)		
	脣や爪が紫色 になる状態				
	脈 拍 数				
	血 壓 (最高)	(最低)			
参考事項	患者の顔色 病状に対する意識 その他				
身障者手帳の有無	障害者手帳 有・無 1. 交付年月日 平成 年 月 日 2. 等級番号 種 級 第 号 3. 障害名				
参考事項					

(注) 各欄の該当個所に○をつけること。

(様式 8 号-4)

所長	副所長	関係各課長	調査者

実地調査書（年金過払）

実施部署			
調査年月日		(自)	
		(至)	
調査対象者	氏名		
	生年月日		
	住所		
年金種別 請求書名			
調査者		所属 役職	氏名 印
		所属 役職	氏名 印
その他立会者			

1. 直近5年分の年金の支払状況

支払月 年度						

2. 実地調査を必要とした理由

3. 保存している相談受付票、請求書、診断書、現況届、その他諸届書類の精査結果

4. 市区町村役場における調査

① 戸籍・住民票等

② 課税台帳

③ 国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入状況及び利用状況

④ 介護保険制度、高齢者等支援制度等の利用状況

⑤ 生活保護制度の利用状況

⑥ その他

5. その他公的機関における調査

6. 第三者（民生委員、町内会長、近隣住民、勤務先の参考人等）からの聞き取り

() 外　名) ※様式第9号が録取できた場合は別添による

7. 本人、同居の家族・親族・関係人からの聞き取り ※ 詳細は様式第9号による

① 年金制度及び手続面に関する知識

② 給付を受けた年金の受取管理者

③ 給付を受けた年金の管理・利用状況

④ 不正受給・不正利得であることの認識 ※ 不正が確認できる場合には様式第10号を録取

8. その他

9. 調查者意見

(様式第9号)

聴取調書

回答者	住 所					
	氏 名		年 齡		職 業	
聴取場所						
聴取日時	平成 年 月 日 時 分～ 時 分					
質問事項						
回答内容						

(様式第9号)

回答 内 容	
-----------	--

上記の質問に対する回答について記録・確認し、双方で署名する。

平成 年 月 日

聴取者 所属 _____

役職 _____

氏名 _____ 印

回答者 住所 _____

氏名 _____ 印

(様式第 10 号)

事 実 確 認 書

調査対象者	住 所	
	氏 名	
不正または 不当の事実		
上記事実の 生じた原因、動機、手段 及び 調査時までの 経過の概要		

(様式第10号)

保険給付費の 返還に関する 処理計画の詳細	
そ の 他	
<p>上記の質問に対する回答について記録・確認し、双方で署名する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>聴取者 所属 _____ 役職 _____ 氏名 _____ (印)</p> <p>回答者 住所 _____ 氏名 _____ (印)</p>	

年金事務所

認可申請が必要となる対象者
または
他管轄への調査依頼対象者
である場合には必ず登録

調査対象者が在住している住所地
の管轄を登録

他管轄に在住している調査
対象者に関する、実地調査
の依頼年月日を登録

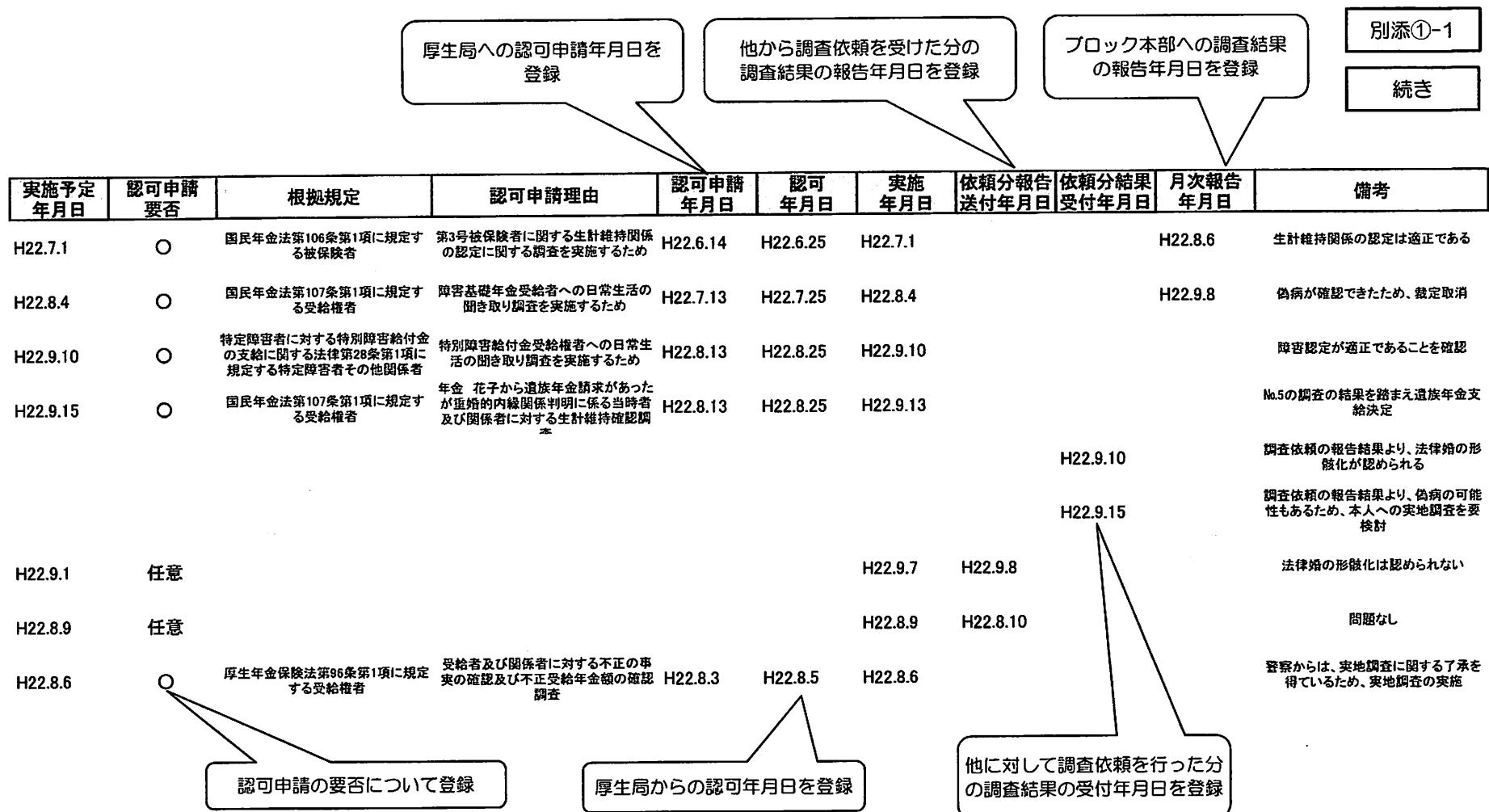
別添①-1

調査管理簿(○○年金事務所)

No.	受付年月日	対象者氏名	対象者住所	端緒	管轄	調査種別	年金種別	内容	依頼年月日	依頼先名称
1	H22.6.1	年金 太郎	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	日常業務	自管轄	被保険者	-	第3号被保険者に関する生計維持関係の認定		
2	H22.6.14	年金 次郎	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	第三者	自管轄	受給権者	障害	障害状態確認届を提出してもらったが、第三者からの情報によると偽病の疑いがある		
3	H22.7.15	年金 三郎	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	日常業務	自管轄	受給権者	特障	障害状態確認届を提出してもらったが、記入内容に疑義がある		
4	H22.7.22	年金 花子	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	日常業務	自管轄	受給権者	遺族	内縁の妻より請求された遺族年金の生計維持関係の認定に関する調査		
5	H22.7.22	健保 よい子	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	日常業務	他管轄	受給権者	遺族	重婚的内縁関係に係る調査(戸籍上の妻)	H22.7.26	プロック本部
6	H22.7.26	年金 四郎	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	日常業務	他管轄	受給権者	障害	診断書を作成した医師に対する聞き取りの実地調査の実施依頼	H22.8.1	プロック本部
7	H22.7.27	年金 七海	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	調査依頼	自管轄	第三者	遺族	重婚的内縁関係に係る調査(戸籍上の妻)		
8	H22.7.28	年金 吾朗	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	調査依頼	自管轄	第三者	障害	診断書を作成した医師に対する聞き取りの実地調査の実施依頼		
9	H22.8.2	年金 六郎	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	捜査機関	自管轄	受給権者	老齢	死体遺棄事件のため死亡確認及び不正受給者に関する調査		

調査のきっかけとなった事案を登録

本人から見た第三者や関係機関に対する調査の場合には「第三者」と登録



事務センター

調査対象者が「自県」に在住している
または
「他県」に在住している
のかを登録

おおまかな調査の概要を登録し
ておくこと。

実地調査の依頼年月日を登録

別添①-2

調査管理簿(○○事務センター)

No.	受付年月日	対象者氏名	対象者住所	管轄	調査種別	年金種別	内容	依頼年月日	依頼先名称	実施予定年月日
1	H22.6.1	年金 太郎	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	自県	被保険者	-	第3号被保険者に関する生計維持関係の認定			H22.7.1
2	H22.6.14	年金 次郎	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	他県	受給権者	障害	障害状態確認届を提出してもらったが、第三者からの情報によると偽病の疑いがある			H22.8.4
3	H22.7.15	年金 三郎	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	自県	受給権者	特障	障害状態確認届を提出してもらったが、記入内容に疑義がある			H22.9.10
4	H22.7.22	年金 花子	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	自県	受給権者	遺族	内縁の妻より請求された遺族年金の生計維持関係の認定に関する調査			H22.9.15
5	H22.7.22	健保 よい子	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	自県	受給権者	遺族	重婚的内縁関係に係る調査(戸籍上の妻)	H22.7.26	霞ヶ関	
6	H22.7.26	年金 四郎	宮城県〇-〇-〇	他県	受給権者	障害	診断書を作成した医師に対する聞き取りの実地調査の実施依頼	H22.8.1	プロック本部	
7	H22.7.27	年金 吾郎	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	自県	第三者	遺族	重婚的内縁関係に係る調査(戸籍上の妻)			H22.9.1
8	H22.7.28	年金 六郎	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	自県	第三者	障害	診断書を作成した医師に対する聞き取りの実地調査の実施依頼			H22.8.9

認可申請が必要となる対象者
または
他管轄への調査依頼対象者
である場合には必ず登録

本人から見た第三者、関係機関に対する
調査の場合には「第三者」と登録

調査依頼先が自県の場合には
年金事務所の名称を登録

厚生局への認可申請年月日を登録

書面を送付した日を登録

他に対して調査依頼を行った分の調査結果の受付年月日を登録

別添①-2

続き

認可申請要否	根拠規定	認可申請理由	認可申請年月日	認可年月日	調査書送付年月日	調査終了年月日	依頼分結果受付年月日	月次報告年月日	備考
--------	------	--------	---------	-------	----------	---------	------------	---------	----

<input type="radio"/>	国民年金法第106条第1項に規定する被保険者	第3号被保険者に関する生計維持関係の認定に関する調査を実施するため	H22.5.14	H22.5.25	H22.6.1	H22.9.1		H22.8.6	7月1日2回目送付⇒未回答
<input type="radio"/>	国民年金法第107条第1項に規定する受給権者	障害基礎年金受給者への日常生活の聞き取り調査を実施するため	H22.7.13	H22.7.25	H22.8.4	H22.8.10		H22.9.8	偽病が確認できたため、裁定取消
<input type="radio"/>	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第28条第1項に規定する特定障害者その他関係者	特別障害給付金受給権者への日常生活の聞き取り調査を実施するため	H22.8.13	H22.8.25	H22.9.10				
<input type="radio"/>	国民年金法第107条第1項に規定する受給権者	年金 花子から遺族年金請求があったが重婚的内縁関係判明に係る当該者及び関係者に対する生計維持確認調査	H22.8.13	H22.8.25	H22.9.13				No.5の調査の結果を踏まえ遺族年金支給決定 調査依頼の結果、法律婚の形骸化が認められる

任意

任意

認可申請の要否について登録

厚生局からの認可年月日を登録

書面での回答を受けた日
または
2回目の書面を送付してから1月を経過した日
で調査が終了したこととする

ブロック本部

別添①-3

調査管理簿(認可申請) ○○ブロック本部

No.	認可申請 受付年月日	認可申請 部署	対象者氏名	対象者住所	調査種別	年金種別	内容
1	H22.6.1	霞ヶ関	年金 太郎	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	被保険者	-	第3号被保険者に関する生計維持関係の認定
2	H22.6.14	霞ヶ関	年金 次郎	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	受給権者	障害	障害状態確認届を提出してもらったが、第三者からの情報によると偽病の疑いがある
3	H22.7.15	霞ヶ関センター	年金 三郎	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	受給権者	特障	障害状態確認届を提出してもらったが、記入内容に疑惑がある
4	H22.7.22	霞ヶ関センター	年金 花子	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	受給権者	遺族	内線の妻より請求された遺族年金の生計維持関係の認定に関する調査
9	H22.8.2	高井戸センター	年金 七海	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	受給権者	老齢	死体遺棄事件のため死亡確認及び不正受給者に関する調査

厚生局への認可申請の
依頼元を登録

おおまかな調査の概要を登録しておくこと。

厚生局への認可申請年月日を登録

認可通知の原本の受付日を登録

別添①-3

続き

根拠規定	認可申請理由	認可申請年月日	認可年月日	認可通知受付年月日	認可通知送付年月日	月次報告受付年月日	備考
国民年金法第106条第1項に規定する被保険者	第3号被保険者に関する生計維持関係の認定に関する調査を実施するため	H22.6.14	H22.6.25	H22.7.1	H22.6.26	H22.7.8	
国民年金法第107条第1項に規定する受給権者	障害基礎年金受給者への日常生活の聞き取り調査を実施するため	H22.7.13	H22.7.25	H22.8.4	H22.7.27	H22.8.9	
特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第28条第1項に規定する特定障害者その他関係者	特別障害給付金受給権者への日常生活の聞き取り調査を実施するため	H22.8.13	H22.8.25	H22.9.10			
国民年金法第107条第1項に規定する受給権者	年金花子から遺族年金請求があつたが重婚的内縁関係判明に係る当時者及び関係者に対する生計維持確認調査	H22.8.13	H22.8.25	H22.9.13			
厚生年金保険法第96条第1項に規定する受給権者	受給者及び関係者に対する不正の事実の確認及び不正受給年金額の確認調査	H22.8.3	H22.8.5	H22.8.10	H22.8.6		

年金事務所・事務センターからの月次報告受付年月日を登録

厚生局からの認可年月日を登録

認可通知書の写しの交付年月日を登録

機構本部

おまかなか調査の概要
を登録しておくこと。

調査対象者にが在住している市
区町村を管轄する年金事務所に
対する調査依頼年月日を登録

別添①-4

調査管理簿(機構本部〇〇部)

No.	端緒受付 年月日	対象者氏名	対象者住所	調査種別	年金種別	内容	依頼 年月日	依頼先 名称	実施予定 年月日
1	H22.6.1	年金 太郎	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	被保険者	-	第3号被保険者に関する生計維持関係の認定			H22.7.1
2	H22.6.14	年金 次郎	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	受給権者	障害	障害状態確認届を提出してもらったが、第三者からの情報によると偽病の疑いがある			H22.8.4
3	H22.7.15	年金 三郎	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	受給権者	特障	障害状態確認届を提出してもらったが、記入内容に疑義がある			H22.9.10
4	H22.7.22	年金 花子	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	受給権者	遺族	内縁の妻より請求された遺族年金の生計維持関係の認定に関する調査			H22.9.15
5	H22.7.22	年金 花子	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	受給権者	遺族	重婚的内縁関係に係る調査(戸籍上の妻)	H22.7.26	霞ヶ関	
6	H22.7.26	年金 四郎	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	受給権者	障害	診断書を作成した医師に対する聞き取りの実地調査の実施依頼	H22.8.1	霞ヶ関	
7	H22.7.27	年金 吾郎	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	第三者	遺族	重婚的内縁関係に係る調査(戸籍上の妻)			H22.9.1
8	H22.7.28	年金 六郎	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	第三者	障害	診断書を作成した医師に対する聞き取りの実地調査の実施依頼			H22.8.9
9	H22.8.2	年金 七海	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	受給権者	老齢	死体遺棄事件のため死亡確認及び不正受給者に関する調査	H22.8.11	年金給付部	

調査依頼先の年金事務所の名称を登録

関東信越厚生局への認可申請年
月日を登録

書面を送付した日を登録

他に対して調査依頼を行った分の調査結果の受付年月日を登録

別添①-4

總

認可申請 要否	根拠規定	認可申請理由	認可申請 年月日	認可 年月日	調査書送付 年月日	調査 終了年月日	依頼分結果 受付年月日	備考
○	国民年金法第106条第1項に規定する被保険者	第3号被保険者に関する生計維持関係の認定に関する調査を実施するため	H22.5.14	H22.5.25	H22.6.1	H22.9.1		7月1日2回目送付⇒未回答
○	国民年金法第107条第1項に規定する受給権者	障害基礎年金受給者への日常生活の聞き取り調査を実施するため	H22.7.13	H22.7.25	H22.8.4	H22.8.10		偽病が確認できたため、裁定取消
○	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第28条第1項に規定する特定障害者その他関係者	特別障害給付金受給権者への日常生活の聞き取り調査を実施するため	H22.8.13	H22.8.25	H22.9.10			
○	国民年金法第107条第1項に規定する受給権者	年金 花子から追族年金請求があったが重婚的内縁関係判断に係る当時者及び関係者に対する生計維持確認調査	H22.8.13	H22.8.25	H22.9.13			No.5の調査の結果を踏まえ追族年金支給決定
						H22.9.10		調査依頼の結果、法律婚の形骸化が認められる
						H22.9.15		調査依頼の報告結果より、偽病の可能性もあるため、本人への実地調査を要検討

任意

任意

認可申請の要否について登録

厚生局からの認可年月日を登録

書面での回答を受付けた日
または
回目の書面を送付してから1ヶ月を経過した日
で調査が終了したこととする

平成〇年〇月認可申請対象者リスト

(年金事務所・事務センター・機構本部〇〇部)

調査種別	根拠規定	申請理由	認可申請対象者名	住所	実施予定期	備考
受給権者	国民年金法第107条第1項に規定する受給権者	障害基礎年金受給権者への日常生活の聞き取り調査を実施するため	年金 太郎	東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇	〇年〇月実施予定	
被保険者	国民年金法第106条第1項に規定する被保険者	国民年金保険料未納があるため収入状況に関する聞き取り調査	年金 次郎	東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇	〇年〇月実施予定	
受給権者	厚生年金保険法第96条第1項に規定する受給権者	〇〇〇〇より遺族年金裁定請求があつたが、重婚的内縁関係判明にかかる本妻〇〇〇〇への生計維持確認調査	年金 花子	東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇	〇年〇月実施予定	
受給権者	厚生年金保険法第97条第1項に規定する障害の状態を診断させる者	老齢厚生年金の加給年金対象者〇〇〇にかかる障害の状態の診断	年金 三郎	東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇	〇年〇月実施予定	有効期限切れによる再認可申請
特定障害者	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第28条に規定する特定障害者その他関係者	〇〇〇の特定障害にかかる日常生活聞き取り調査及びその母〇〇〇に対する同調査	年金 四郎	東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇	〇年〇月実施予定	

注1)調査種別には、受給権者、被保険者、特定障害者を記入すること

注2)申請理由欄については、調査に至った経過等を含め簡潔に記入すること。

注3)「有効期限切れによる再認可申請」の場合は、備考欄に「有効期限切れによる再認可申請」である旨を記入し、期限内に調査が出来なかった理由を記載した別添

⑨の「認可有効期限切れによる再認可申請理由書」を添付すること。

注4)書面調査の場合は、備考欄に「書面調査」と記載すること。

別添③-1

〇〇発第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

日本年金機構〇〇ブロック本部長 殿

〇〇年金事務所長 

日本年金機構が行う受給権者及び被保険者への
調査等に係る認可申請について

厚生年金保険法第96条第1項及び第97条第1項、国民年金法第106条第1項及び第107条第1項並びに第2項、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第28条第1項並びに第2項の規定に基づく調査等の実施にあたり、厚生年金保険法第100条の8、国民年金法第109条の8、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第32条の5の規定に基づく認可申請を別添のとおり提出します。

照会先 〇〇年金事務所
〇〇課 〇〇
TEL

※認可申請に不要な根拠条文は適宜削除すること

別添③-2

〇〇発第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

日本年金機構〇〇ブロック本部長 殿

〇〇事務センター長 ㊞

日本年金機構が行う受給権者及び被保険者への
調査等に係る認可申請について

厚生年金保険法第96条第1項及び第97条第1項、国民年金法第106条第1項及び第107条第1項並びに第2項、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第28条第1項並びに第2項の規定に基づく調査等の実施にあたり、厚生年金保険法第100条の8、国民年金法第109条の8、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第32条の5の規定に基づく認可申請を別添のとおり提出します。

照会先 〇〇事務センター
〇〇グループ 〇〇
TEL

※認可申請に不要な根拠条文は適宜削除すること

別添③-3

〇〇発第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇〇厚生(支)局長 殿

日本年金機構〇〇ブロック本部長 印

日本年金機構が行う受給権者及び被保険者への
調査等に係る認可申請について

厚生年金保険法第96条第1項及び第97条第1項、国民年金法第106条第1項及び第107条第1項並びに第2項、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第28条第1項及び第2項の規定に基づく調査等の実施に当たり、管内年金事務所分を別添のとおり取りまとめたので、厚生年金保険法第100条の8、国民年金法第109条の8、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第32条の5の規定に基づき、「認可申請対象調査総括表」及び「認可申請対象者リスト」を付して認可を申請いたします。

照会先 日本年金機構〇〇ブロック本部

〇〇グループ 〇〇

TEL

※認可申請に不要な根拠条文は適宜削除すること

〇〇発第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

関東信越厚生局長 殿

日本年金機構本部〇〇部長 ㊞

日本年金機構が行う受給権者及び被保険者への
調査等に係る認可申請について

厚生年金保険法第96条第1項及び第97条第1項、国民年金法第106条第1項及び第107条第1項並びに第2項、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第28条第1項及び第2項の規定に基づく調査等の実施に当たり、別添のとおり取りまとめたので、厚生年金保険法第100条の8、国民年金法第109条の8、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第32条の5の規定に基づき、「認可申請対象調査総括表」及び「認可申請対象者リスト」を付して認可を申請いたします。

照会先 日本年金機構本部〇〇部

〇〇グループ〇〇

TEL

※認可申請に不要な根拠条文は適宜削除すること

〇〇発第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

厚生労働省年金局事業管理課長 殿

日本年金機構本部〇〇部長 
日本年金機構〇〇ブロック本部長 

日本年金機構が行う受給権者及び被保険者への
調査等に係る遡及認可申請について

厚生年金保険法第96条第1項及び第97条第1項、国民年金法第106条第1項及び第107条第1項並びに第2項、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第28条第1項及び第2項の規定に基づく調査について、認可前に調査実施の管内年金事務所分を別添のとおり取りまとめたので、厚生年金保険法第100条の8、国民年金法第109条の8、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第32条の5の規定に基づき、「認可申請対象調査総括表」及び「認可申請対象者リスト」を付して、調査実施日まで遡っての認可を申請いたします。

照会先 日本年金機構本部〇〇部
日本年金機構〇〇ブロック本部
〇〇 グループ 〇〇

TEL

※認可申請に不要な根拠条文は適宜削除すること

平成〇年〇月認可申請対象調査総括表

(日本年金機構 ブロック本部・機構本部〇〇部)

年金事務所・事務センター名	受給権者等への調査(件数)			障害の状態を診断(件数)			被保険者への調査(件数)	計
	厚生年金保険法第96条第1項に規定する受給権者に対する調査等	国民年金法第107条第1項に規定する受給権者に対する調査等	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第28条第1項に規定する特定障害者に対する調査等	厚生年金保険法第97条第1項に規定する障害の状態を診断させる者	国民年金法第107条第2項に規定する障害の状態を診断させる者	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第28条第2項に規定する障害の状態を診断させる者		
霞ヶ関	2件	3件	4件	2件	2件	1件	3件	14件
								0件
								0件
								0件
								0件
								0件
								0件
								0件
								0件

詳細は別添②参照

調査証交付対象者名簿(本部送付用)

別添⑤

※1 調査証を交付する制度（「国年」又は「特障」）の欄に「〇」を付すこと。また、交付する検査証の番号をこれまで交付した続きの番号を記載すること。

※2 「職名」欄は、課長未満の場合は「○○○○員」と表示すること。（例 お客様相談室員、国民年金課員）

調査証交付対象者名簿(管理用)

別添⑥

平成〇年〇月調査結果報告(認可申請対象者) 月次報告

調査種別	根拠規定	申請理由	認可申請対象者名	実施年月日	認可番号	調査顛末	備考
受給権者	国民年金法第107条第1項に規定する受給権者	障害基礎年金受給権者への日常生活の聞き取り調査を実施するため	年金 太郎	H22.8.1	100		
被保険者	国民年金法第106条第1項に規定する被保険者	国民年金保険料未納があるため収入状況に関する聞き取り調査	年金 次郎	H22.8.5	105		書面
受給権者	厚生年金保険法第96条第1項に規定する受給権者	〇〇〇〇より遺族年金裁定請求があったが、重婚的内縁関係判明にかかる本妻〇〇〇〇への生計維持確認調査	年金 花子	H22.8.10	108		
受給権者	厚生年金保険法第97条第1項に規定する障害の状態を診断させる者	老齢厚生年金の加給年金対象者〇〇〇にかかる障害の状態の診断	年金 三郎	H22.8.17	109		
特定障害者	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第28条に規定する特定障害者その他関係者	〇〇〇の特定障害にかかる日常生活聞き取り調査及びその母〇〇〇に対する同調査	年金 四郎	H22.8.20	120		

注1)実施年月日欄には調査終了年月日を記入すること。

注2)認可番号欄については、認可通知書の番号を記入すること。

注3)調査の結果を簡潔に記入すること。

注4)書面調査の場合は、備考欄に「書面調査」と記載すること。

別添⑦-2

〇〇発第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

〇 〇 厚生(支)局長 殿

日本年金機構〇〇ブロック本部長 ㊞

日本年金機構が行う受給権者及び被保険者への調査等に係る調査結果について(年次報告)

年金事務所・事務センター	認可月 (〇年〇月認可分)	調査内容の内訳…申請理由毎の件数等を計上して下さい。				
		調査内容	認可数	実施済数	未実施数	調査未実施の理由
霞ヶ関	平成〇年〇月認可分	例) 障害年金受給者に対する状態調査	〇件	〇件	〇件	
		例) 被保険者に対する状態調査	〇件	〇件	〇件	
	平成〇年〇月認可分	例) 障害年金受給者に対する状態調査	〇件	〇件	〇件	障害年金裁定請求の取り下げが〇月〇日申請されたため。
		例) 被保険者に対する状態調査	〇件	〇件	〇件	

※「調査未実施」については、未実施の具体的な理由を記入すること。

別添⑦-3

〇〇発第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

関東信越厚生局長 殿

日本年金機構本部〇〇部長 ㊞

日本年金機構が行う受給権者及び被保険者への調査等に係る調査結果について(年次報告)

年金事務所・事務センター	認可月 (〇年〇月認可分)	調査内容の内訳…申請理由毎の件数等を計上して下さい。				
		調査内容	認可数	実施済数	未実施数	調査未実施の理由
霞ヶ関	平成〇年〇月認可分	例) 障害年金受給者に対する状態調査	〇件	〇件	〇件	
		例) 被保険者に対する状態調査	〇件	〇件	〇件	
	平成〇年〇月認可分	例) 障害年金受給者に対する状態調査	〇件	〇件	〇件	障害年金裁定請求の取り下げが〇月〇日申請されたため。
		例) 被保険者に対する状態調査	〇件	〇件	〇件	

※「調査未実施」については、未実施の具体的な理由を記入すること。

別添⑧-1

〇〇発第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

○ ○ 厚生(支)局長 殿

日本年金機構〇〇ブロック本部長 印

日本年金機構が行う受給権者及び被保険者への調査等に係る未実施分の報告について

【平成〇年〇月未実施分報告】

年金事務所・事務センター	調査種別	根拠規定	認可(申請)理由	認可年月日	認可申請未実施分			
					対象者氏名	対象者住所	未実施となった理由	備考
霞ヶ関	受給権者	国民年金法第107条第1項に規定する受給権者	障害基礎年金受給権者への日常生活の聴き取り調査を実施するため	平成〇年〇月〇日	年金 太郎	千代田区霞ヶ関〇-〇-〇	調査対象者が、〇月〇日から入院により、日常生活状況の聴き取り調査が実施できなかったことによる。	

別添⑧-2

〇〇発第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

関東信越厚生局長 殿

日本年金機構本部〇〇部長 印

日本年金機構が行う受給権者及び被保険者への調査等に係る未実施分の報告について

【平成〇年〇月未実施分報告】

年金事務所・事務センター	調査種別	根拠規定	認可(申請)理由	認可年月日	認可申請未実施分			
					対象者氏名	対象者住所	未実施となった理由	備考
霞ヶ関	受給権者	国民年金法第107条 第1項に規定する受給権者	障害基礎年金受給権者 への日常生活の聴き取り 調査を実施するため	平成〇年〇月〇日	年金 太郎	千代田区霞ヶ関 〇-〇-〇	調査対象者が、〇月〇日から入院により、 日常生活状況の聴き取り調査が実施でき なかつたことによる。	

別添⑨

〇〇年金事務所・事務センター・機構本部〇〇部

認可有効期限切れによる再認可申請理由書

前回認可年月 平成〇〇年〇〇月 認可分

認可申請対象者名 年金 太郎

認可申請対象者住所 東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇

調査内容 例) 障害年金受給者に対する状態調査

認可有効期限切れとなった理由

*別添②「認可申請対象者リスト」において「有効期限切れによる再認可申請」を行う場合は、この理由書を添付すること。

参考①-1

平成 年 月 日

様

〇〇事務センター長

〇〇年金の受給にかかる調査の実施について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成〇〇年〇月〇日に提出のありました、〇〇届につきまして、引き続き受給できるかの審査を行っておりましたが、〇〇の確認が必要となりましたので、国民年金法第107条第1項及び厚生年金保険法第96条第1項の規定に基づき、書面により照会させていただきました。

つきまして、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、別添の「回答書」に必要な事項をご記入のうえ、〇〇を添付していただき、平成〇〇年〇月〇日までに日本年金機構〇〇事務センターまで提出していただきますようお願いいたします。

なお、指定期限までにご回答がいただけない場合には、国民年金法第72条第1項及び厚生年金保険法第77条第1項の規定に基づき、年金の支給を停止させていただく場合がございますので、よろしくお願ひいたします。

【お問い合わせ先】

日本年金機構

〇〇事務センター

〇〇〇〇〇グループ

担当：〇〇 〇〇〇

電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

参考①-2

平成 年 月 日

様

〇〇事務センター長

〇〇年金の受給にかかる調査について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成〇〇年〇月〇日に提出のありました、〇〇届につきまして、引き続き受給できるかの審査を行っておりましたが、〇〇の確認が必要となりましたので、国民年金法第107条第1項及び厚生年金保険法第96条第1項の規定に基づき、書面により照会させていただきました。

つきまして、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、別添の「回答書」に必要な事項をご記入のうえ、〇〇を添付していただき、平成〇〇年〇月〇日までに日本年金機構〇〇事務センターまで提出していただきますようお願いいたします。

なお、指定期限までにご回答がいただけない場合には、ご自宅にお伺いさせていただく場合がございますので、よろしくお願ひいたします。

【お問い合わせ先】

日本年金機構

〇〇事務センター

〇〇〇〇〇グループ

担当：〇〇 〇〇〇

電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

参考②

〇〇発第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

日本年金機構〇〇ブロック本部長 殿

〇〇厚生(支)局長 印

日本年金機構が行う受給権者及び被保険者への
調査等に係る認可について

平成〇年〇月〇日第〇〇〇〇号により申請のあった厚生年金保険法第96条第1項及び第97条第1項、国民年金法第106条第1項及び第107条第1項並びに第2項、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第28条第1項及び第2項の規定に基づく受給権者及び被保険者に関する調査等の実施に係る厚生年金保険法第100条の8、国民年金保険法第109条の8、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第32条の5の規定に基づく申請については、認可をしたので通知する。

なお、認可の有効期間は認可の日から起算して6か月間とする。

参考③

特別障害給付金調査証		第一号
		平成一年一月一日交付
写真		
<p>厚生労働大臣、地方 厚生局長、地方 厚生支局長又は日 本年金機構の印</p>		
<p>官職又は職名</p> <p>氏名</p> <p>(年 月 日生)</p>		

国民年金調査証		第三号
		平成 年 月 日交付
写真		厚生労働大臣、地方 厚生局長、地方 厚生支局長又は日 本年金機構理事 長の印
官職又は職名		
氏名		
(年 月 日生)		

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(抄)

(支給の制限)

第九条～第十三条(略)

第十四条

特別障害給付金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

一 特定障害者が、正当な理由がなくて、第二十九条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該障害者の質問に応じなか

同項の規定による当該職員の負担に恵みしなかったとき。
二 特定障害者が、正当な理由がなくて、第十八条第二項の規定による命令に従わず、又は

同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき

(湖光)

第二十八條

厚生労働省は、必要があると認めたときは、特別障害者に対して、受給資格の有無及び特別障害年金額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項にに関して特定障害者その他の関係者に質問させることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、特定障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をして特定障害者の障害の状態を診断させることができる。

3 前二項の規定によつて質問を行ひ当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第三十二条の二 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第十一条の規定により市町村長が行うこととされたものを除く)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせることとする。ただし、第五号及び第八号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

二六〇

七 第二十八条第一項の規定による命令及び管
理並びに同条第二項の規定による命令及び診断

八·九（略）

2~1 (略)

3 前条第二項の規定は、同項の規定による質問又は諮詢について適用する。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委託）

第九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うことされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うことされたものを除く)は、機関に行わせるものとする。ただし、第一号、第二十六号、第二十八号から第三十二号まで及第百二十九号に掲げる事務は、厚生労働大臣が行うものとする。

- 2 -

二十九 第百六条第一項の規定による命令及び質問

二十九 第百七条第一項(附則第九条の三の二第七項において準用する場合を含む。)の規定による命令及び質問並びに第百七条第二項の規定による命令及び質問

卷之六

2~7-012

平成 年 月 日

(年金受給権者の氏名) 様

日本年金機構

年金事務所

年金受給中の方々の状況確認について

ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、早速ではございますが、現在、各地方公共団体において、高齢者の方々について安否の確認が行われているところであります。

報道によりますと、相当数の高齢者の方が行方不明の状態となっていることが判明しており、その中には、年金受給中の方々も含まれている可能性があります。

このため、厚生労働省及び日本年金機構では、年金を受給なさっている方々の状況を確認することといたしました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、○○様のご都合のよろしい日時と場所を指定いただいたうえで、当事務所の職員がお伺いしたいと存じますので、平成○○年○月○○日までに、下記担当者あてご連絡をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

日本年金機構

年金事務所

○○○○課○○○○係

担当：○○ ○○○

電話：○○○-○○○-○○○○

参考⑤

平成 年 月 日

様

〇〇事務センター長

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当所は、厚生労働省から事務の委託を受けて障害基礎年金の年金給付を審査している機関です。

この度、〇〇 〇〇様から障害基礎年金の年金請求があり、現在審査を行っておりますが、〇〇 〇〇様が作成した診断書について、この審査を進めるうえで確認が必要な事項があります。

つきましては、差し支えない範囲で別紙の事項について、〇月〇日までに日本年金機構〇〇事務センターまでご回答いただきますようご協力お願ひいたします。

ご多忙のところ誠に恐縮ですがよろしくお願ひいたします。

【お問い合わせ先】

日本年金機構〇〇事務センター

〇〇〇〇グループ〇〇〇〇係

担当：〇〇 〇〇〇

電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇